令和３（２０２１）年度

自　己　点　検　評　価　書

令和４（２０２２）年７月

日本映画大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ……1

Ⅱ．沿革と現況 ……6

Ⅲ．大学が定める基準に基づく自己評価 ……8

基準 1．使命・目的等 ……8
基準 2．学生 ……10
基準 3．教育課程 ……28
基準 4．教員・職員 ……37
基準 5．経営・管理と財務 ……42
基準 6．内部質保証 ……47

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価 ……50

基準 A．社会との連携 ……50
基準 B．国際交流 ……53

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1．建学の精神・大学の基本理念

日本映画大学（以下、「本学」という）の建学の精神は、本学の母体である日本映画学校の創立者、映画監督・今村昌平（1926～2006）の建学・創設の理念を基本に踏まえ、それを継承している。

本学の歴史は、昭和 50（1975）年 4 月、横浜駅前に今村が、**『既設のレールを走りたくない若者たち、常識の管理に甘んじたくない若者たちよ集まれ』**と呼びかけて創設・開校した 2 年制の**「横浜放送映画専門学院」**に始まり、昭和 61（1986）年度に現在の川崎市麻生区の新百合ヶ丘の地に移り、3 年制の専門学校である**「日本映画学校」**へと改組・発展した。その後、平成 22（2010）年 10 月に大学設置の認可が下りて、4 年制の単科大学**「日本映画大学」**を創設、翌平成 23（2011）年 4 月に開学し、令和 4（2022）年 3 月で 11 年を経過した。

主要諸外国には、国公立や私立の映画大学は数多く存在するが、日本では映画専門の大学としては、本学が初めてである。

なお、文字通り今村学校であった「日本映画学校」は、大学となるに伴い、平成 25（2013）年 3 月に閉校となったが、その建学の精神、教育理念・教育姿勢は本学に引き継がれることになった。

> **『日本映画学校は、人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する。**
> **個々の人間に相対し、人間とはかくも汚濁にまみれているものか、人間とはかくもピュアなるものか、何とうさんくさいものか、何と助平なものか、何と優しいものか、何と弱々しいものか、人間とは何と滑稽なものなのかを、真剣に問い、総じて人間とは何と面白いものかを知って欲しい。**
> **そしてこれを問う己は一体何なのかと反問して欲しい。**
> **個々の人間観察をなし遂げる為にこの学校はある。』**

これが、今村の日本映画学校創立にあたり掲げた建学の理念であり、この全文は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の玄関入り口に銘文として、また本学のホームページ（https://www.eiga.ac.jp）や「大学案内」にも掲載されている。また、今村は「知は武器である」の信念のもと、平成 2（1990）年に大学設立の構想も発表しており、今日の日本映画大学設立の原点となっている。

日本映画学校は、昭和 40 年代（1960 年代）には、姿を消しつつあった映画撮影所に代わって、映画人の養成機関、後継者の教育機関として創設されたもので、以来この 35 年間に約 6,500 人を超す卒業生を世に送り出し、映画・映像関連分野の第一線で活躍する多くの人材を輩出してきたが、以後は大学がその責務を担うこととなった。

大学は、平成 23（2011）年の開学以来 11 年を経過し、令和 4（2022）年 3 月に第 8 期の卒業生を社会に送り出したが、その多くの者が映画・映像分野に就いていることから、今後さらに社会のニーズに応えられるよう、より一層の教育内容の充実や教育環境の改善

に努めていくことが重要となっている。

2. 大学の使命・目的

本学創設の目的としては、「日本映画大学学則」の第１条に「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と定め、その目的に、より具体的に説明を加えたものが、次の三点である。

① 映画の制作・上映と研究・理論化の双方、両翼の両立をめざし、さらにはその融合を図ることで、新しいタイプの優れた映画人及び映像関係者の育成・輩出と、映画の持つ潜在的な可能性を目覚めさせ（掘り起こし）、及び映画学の学問体系として飛躍的進展に本学は寄与することを目的とする。さらに、その学術コミュニティー構築の拠点たらんとする。

② 日本の優れた映画制作の技術・能力やその文化の伝統を尊重し、文化資源としてアーカイブ化し、ものづくりの精神を継承していく基盤整備の構築を目的とする。併せて、日本の文化・芸能・芸術に対する誇りと自信を把持し、世界に向けて発信していける（文化立国としての日本を担う）有為な人材育成を目指す。

③ 21 世紀の国際社会でお互いが協力・協調して平和を希求し、想像力の射程の深い共感力豊かな人材養成を目的とする。特にアジアの国と諸地域に対し、映画力（映画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力）を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進する。

3. 大学の個性・特色

・コース制の採用

本学（映画学部映画学科）は、その教育研究活動の範囲及び性格から、創作系と理論系との２つの系から成り立っている。

大学開学当時は、創作系には、映画監督や脚本家を目指す「脚本演出コース」をはじめとして、「撮影照明コース」、「録音コース」、「編集コース」、「ドキュメンタリーコース」の５つのコースを置き、理論系には、「映画・映像文化コース」を置いた。また、平成 28（2016）年度からは「身体表現・俳優コース」を設けた。

平成 30（2018）年度の学生募集からは、これまでの創作系と理論系という２つの系（コース分類）を統一することで、創作と研究の双方が相乗的に効果を上げるように工夫し、学生のコース選択も分かりやすくするため、次のようにコースの在り方を改め、演出系として「演出コース」と「身体表現・俳優コース」「ドキュメンタリーコース」を設置し、技術系として「撮影照明コース」「録音コース」「編集コース」を設置、文章系として「脚本コース」「文芸コース」を設置した。

・少人数教育の実施ときめ細かい学生支援体制

本学は、1 学年 125 人（定員）、しかも 1 学部 1 学科という小規模な大学であるため、学生に対して、演習中心の少人数教育が徹底可能であり、きめ細かな行き届いた指導が可能な学修環境が整っている。専任教員数も全体で 20 人であり、創作系と理論系の教員数がほぼ半数ずつでバランスを保っており、教授会はじめ各種委員会において、他の諸会議での動向や問題点、在籍学生の個々の学修状況が常に把握できており、お互い緊密に熟知し、連携・対処し合える状況にある。

特に、1 年次生については担任制度を設けて、個々の学生指導や修学支援はもとより、各種の相談業務について支援する体制をとっており、専門別に進路が決定した 2 年次後期以降は、コース担当教員がその役割を担っている。

・多様な授業形態による授業展開

カリキュラムや授業形態の特色としては、異なる専門領域の教員同士の「コラボレーション授業」や「ペア授業」、「オムニバス授業」等を多数用意しており、学生や教員にとっても相互に刺激的で新鮮味のある授業展開が可能となっている。

本学の創作系の専任教員は、すべて現役の映画人、つまりプロフェショナルであるため、最新の知見を備えた現場感覚の豊かな実製作者である。一方、理論系の専任教員も、研究や批評・評論、国際映画祭、国際支援といったアカデミズムの実践的な分野の専門家で構成されている。したがって、創作・理論系の教員同士がタッグを組んだ上述のような授業形態では、受講生を複眼的、多層的に指導、助言することができる。また、理事長（映画プロデューサー）や学長（映画監督・舞台演出家）も授業を担当しており、脚本（シナリオ）指導等にも多数の非常勤講師を配している。近年増加している留学生に対する日本語教育も重視しており、当該分野を専門とする教員を中心に指導を行っている。

・個性豊かな入学者

本学を志願し入学してくる学生の出身地は、北海道から沖縄まで全国各地に及んでいる。また、海外からは、中国をはじめ、台湾、韓国などアジア諸国からの留学生もおり、さらに企業を経験した者や、映画とは関係ない学部を経た社会人学生や編入生など、年齢も文化も経歴もさまざまに異なった多様な学生から構成されている。

入試の選抜方法においても知識偏重ではなく、いわゆる偏差値等では測りにくい、学生の個性や意欲、感性（センス）を重視し、受験生の可能性、潜在力を見抜き引き出すような工夫がこらされている。

・特色ある授業科目

本学の建学理念を体現した象徴的な授業科目である「人間総合研究」は、1 年次前期に 2 ヵ月間集中的に新入生全員が履修しなければならない必修科目である。入学して間もなくのまだお互いよく知らない新入生同士が、企画立案し、協議し協力しつつ、取材対象者や関連諸機関と交渉し、調査、インタビュー等の取材を重ねな

がら第三者に見せる発表「作品」に仕上げていく、ユニークな集団的演習型授業科目である。

発表に際しては、動画は原則禁止、専ら写真と時に絵画やパワーポイント、録音した音声、構成台本に基づいたナレーションや音楽や演技も交えただけでプレゼンテーションしなければならない。最終的な発表に向けて分担した各パートの綿密な連繋・調整をしてリハーサルを繰り返し、全教員、全学生を前にした発表会に臨む。

この「人間総合研究」は新入生全員に課せられた必修科目であるばかりか、本学の看板授業科目であり、一人の人間（対象者）と徹底的に向き合うことの基本姿勢を学び映画人としての第一歩となる、しかも以後 4 年間の種々のカリキュラムをこなしていく上での大きな太い支柱であり基盤となる授業である。初年次教育が重視されている昨今、この「人間総合研究」科目こそ、正真の「アクティブ・ラーニング」そのものに他ならない。

・地域との連携・協力

大学の設立にあたっては、地元川崎市に校舎敷地の提供など多大な協力を得て開校しており、また川崎市も「映像のまち・かわさき」を前面に打ち出していることも相俟って、市も本学も、地域社会に対してお互いさまざまな面での協力・支援関係の構築を図っている。実際、「KAWASAKI・しんゆり映画祭」や「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」への協力をはじめ、地元の小学生向けの体験ワークショップ・麻生区こども関連大学連携事業を実施し、学生や教職員らによる映画制作の指導をして、上映会に至るまで体験させる「こども映画大学」として毎年度実績を重ねている。体育館や校庭等、大学施設を地域住民のスポーツ活動に対しての開放や、災害緊急時の避難場所として防災訓練に活用されるなど、白山納涼祭をはじめ地域社会と一体となって本学の存在意義を発揮している。学生主体の「日本映画大学学友会」も地域との関連行事や催し等に参画している。

平成 28（2016）年 7 月に一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携に関する協定書を締結し、地域社会への発展に資することとした。

令和 2～3（2020～2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域における講座や催事の多くが中止・制限される事態となったが、今後は感染の収束後を視野に入れながら、地域への貢献を継続して行っていきたい。

・国際交流への積極的な取り組み

国際交流に関しても本学は特色を打ち出しており、世界的な映画教育活動を展開する CILECT（Centre International de Liaison des Ecoles de Cinéma et de Télévision, English: International Association of Film and Television Schools）に日本映画学校時代から引き続き加盟している。世界全域 65 カ国、185 以上の映画大学や学校が加盟している。CILECT は、昭和 29（1954）年にフランスのカンヌで設立された由緒ある国際組織であり、日本では、本学と日本大学藝術学部、東京芸術大学大学院映像研究科の 3 校が正規の会員校である。

平成 24（2012）年度には、韓国国立芸術綜合学校と学術交流協定を締結し、平成

25（2013）年度から「日韓学生共同制作プロジェクト」がスタートし合作映画の制作が始まり、以後毎年日本と韓国を舞台に、交互に行き来する形で交流を深めている。

また、平成 25（2013）年 11 月には、台湾の国立台北藝術大學とも学術交流協定を締結し、さらに、平成 26（2014）年 4 月には、中国の名門・北京電影学院とも同様な学術交流協定を締結している。

年々、アジア諸国の映画大学とも様々な国際交流の機会や場が増えていく傾向にあり、平成 27（2015）年 4 月には、インドネシアのジャカルタ芸術大学との学術交流協定を締結するなど、諸外国からの交流の要請も増えてきている。

平成 29（2018）年 10 月には、世界最古の映画教育機関である名門、全ロシア国立映画大学と、また同年同月には、台湾の台北メディアスクールとも学術交流協定を締結し、提携校は 6 校となっている。

本学の海外提携校

大学名	提携形態	提携時期
韓国国立芸術綜合学校（大韓民国）	学術交流協定	平成 24(2012)年
国立台北藝術大學（台湾）	学術交流協定	平成 25(2013)年
北京電影学院（中華人民共和国）	学術交流協定	平成 26(2014)年
ジャカルタ芸術大学（インドネシア共和国）	学術交流協定	平成 27(2015)年
全ロシア国立映画大学（ロシア連邦）	学術交流協定	平成 29(2018)年
台北メディアスクール（台湾）	学術交流協定	平成 29(2018)年

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和 50(1975)年 4 月	今村昌平が横浜市西区に各種学校「横浜放送映画専門学院」（2 年課程）を開校
昭和 60(1985)年 11 月	学校法人神奈川映像学園、及び日本映画学校（専門学校・3 年課程）映像科・俳優科、神奈川県知事より設置認可
昭和 61(1986)年 3 月	横浜放送映画専門学院廃止
昭和 61(1986)年 4 月	川崎市麻生区に新校舎（現 新百合ヶ丘キャンパス）落成
	学校法人 神奈川映像学園設置、今村昌平 理事長に就任
	日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任
平成 4(1992)年 4 月	石堂淑朗　学校長に就任
平成 8(1996)年 4 月	飯利忠男（佐藤忠男）学校長に就任
平成 16(2004)年 11 月	飯利忠男（佐藤忠男）学校長、理事長に就任
平成 17(2005)年 4 月	日本映画学校　俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更
平成 19(2007)年 10 月	佐々木正路（佐々木史朗）理事長に就任
平成 22(2010)年 10 月	日本映画大学 文部科学大臣より設置認可
平成 23(2011)年 4 月	日本映画大学開学、飯利忠男（佐藤忠男）学長に就任
	川崎市麻生区に白山キャンパスを開設
平成 24(2012)年 3 月	日本映画学校 俳優科を廃止
平成 24(2012)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結
	川崎麻生区と「麻生区 6 大学公学協同ネットワーク」協定締結。
平成 25(2013)年 3 月	日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校
平成 25(2013)年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結
平成 26(2014)年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結
平成 27(2015)年 4 月	インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結
平成 28(2016)年 7 月	一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結
平成 29(2017)年 3 月	昭和音楽大学と包括的連携協定を締結
平成 29(2017)年 4 月	今村大介（天願大介）　学長に就任
平成 29(2017)年 10 月	全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結
	台北メディアスクールと学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 4 月	富山省吾 理事長に就任

2. 本学の現況

・大学名

日本映画大学

・所在地

新百合ヶ丘校舎　　神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30
白山校舎　　神奈川県川崎市麻生区白山 2-1-1

・学部構成

映画学部　映画学科

平成 27（2015）年度入学者まで

脚本演出コース、撮影照明コース、録音コース、編集コース、
ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース

平成 28（2016）年度入学者から平成 29（2017）年度入学者まで

演出コース、脚本コース、撮影照明コース、録音コース、
編集コース、ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース
身体表現・俳優コース

平成 30（2018）年度入学者から

演出系　　演出コース、身体表現・俳優コース、ドキュメンタリーコース
技術系　　撮影照明コース、録音コース、編集コース
文章系　　脚本コース、文芸コース

・学生数、教員数、職員数

学生数　　令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

学部	学科	在籍学生数				
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	総数
映画学部	映画学科	111	105	102	124	442

教員数

学部	学科	専任教員数				
		教授	准教授	講師	助手	総数
映画学部	映画学科	8	7	5	4	24

職員数

正職員	嘱託	パート	総数
17	2	6	25

Ⅲ．大学が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

本学の目的は、「日本映画大学学則（以下、学則）」第 1 条に、「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と明確かつ簡潔に明文化している。

1-1-③　個性・特色の明示

本学では、教育基本法及び学校教育法等の関係法令に従い、「学則」第 1 条に目的を定めているほか、「大学案内」に使命や目的を具体的に記載している。

また、入試実施に関する毎年発刊の冊子「日本映画大学学生募集要項（以下、学生募集要項）」の冒頭での「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」（以下、「3 つのポリシー」という。）にも本学の個性・特色は明示している。

1-1-④　変化への対応

本学が主たる対象とする映画・映像界全体は、デジタル化、デジタル機器に対応する流れへと急速にシフトしており、フィルムによる映画撮影、編集を主軸として学修する本学のカリキュラムの見直し、検討等が急務となってきたことから、デジタル合成や 3 次元立体映像等の講座を設けるなど、必要なカリキュラムの見直しを行ってきている。

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究の主たる対象である映画・映像界は急激に変化しており、とりわけデジタル化の進展は著しく、カリキュラムをはじめ大学設立時の教育環境からは大きく変化せざるを得ない状況となっている。

また、平成 28（2016）年度に受審した日本高等教育評価機構による認証評価において、

『教育目的について、より明確かつ具体的に規則上に表現することが期待される。』と指摘されている。

このような教育研究環境の変化や社会からの指摘を踏まえ、本学の「使命・目的、教育目的」や養成する人材像についての見直しも、重要な検討課題と考えており、教育目的の明文化などに取り組むこととしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の役員や教職員には、本学の創立者である今村の建学の理念や教育理念は十分浸透し理解されている。そうした映画教育 35 年の経験と実績を結集して開学した日本映画大学においては､理念の実現に向けての教職員の理解と支持も十二分に得られている。

1-2-② 学内外への周知

日本映画大学のホームページに「使命・目的及び教育目的」を掲載し、学生全員に周知するため「学生便覧」にも「学則」を掲載している。また、受験生に配布する「大学案内」にも掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は平成 26（2014）年度に完成年度を迎え、令和 3（2021）年度には第 8 期までの卒業生を輩出したところであり、学生の満足度調査結果をみる限り、おおむね妥当な教育活動が展開されてきたと解している。

しかしながら、1 年次から 4 年次までの教育活動を通じ、若干の見直しが必要な事柄も多少見受けられることや、急激なデジタル化の進展によるフィルムによる映画・映像文化への影響などにより､本学の教育方針等についても見直しが迫られていることから、これまでの教育実績等を検証しつつ、令和 3（2021）年 5 月に「日本映画大学中期目標・中期計画」の改訂を行った。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命･目的及び教育目的を 3 ポリシーに反映させるために見直しを行い､平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部改正」に先立ち、平成 28（2016）年 3

月の「教授会」の議を経て、新たな 3 ポリシーを学長が決定している。

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学の使命や目的については、「学則」第 1 条に「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と明示している。

このため、教育研究組織としては、実際に映画制作に関わる創作系の教員と映画や映像に関わる様々な学問領域を専門とする理論系の教員を配置し、優れた映画に関わる専門職業人と映画や映像文化に関わる研究者を養成するための教育研究組織を構成している。

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、急激に変化していく社会情勢や教育環境に対応するため、令和 3（2021）年 5 月に「日本映画大学中期目標・中期計画」の改訂を行った。映画界のデジタル化などの対応、アジア諸国の映画大学との交流の進展など、本学を取り巻く環境の変化が著しく、早急に検討を要する事項が顕著となってきたことから、大学の基本理念に関わる使命・目的及び教育目的についての見直しも行われており、平成 30（2018）年度入学生から新カリキュラムの運用を開始している。

［基準 1 の自己評価］

本学は日本で最初の映画制作専門の大学であり、他の大学にはない特色を有しており、本学の個性･特色をより一層明確にするためにも教育目的や使命の見直しを図るとともに、ホームページなど様々な機会を活用しながら本学の広報活動に積極的に取り組んでいる。

本学の特色あるコラボ、ペア、オムニバス等、専門領域を越境した異分野・異業種の教員相互の教授システムについて、その連携をより有効なもの・より特色あるものにしていくよう、引き続き教育内容の改善・充実や教育方法の工夫などを図ることとしている。

建学の精神をよりコンパクトな文言で手短にフレーズ化していくことも、本学を社会全般に周知する手段として有効であり、必要な検討課題と認識している。

以上のことから、基準 1 の要件は満たされているものと評価できる。

基準 2. 学生

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の「学生募集要項」では、「ディプロマ・ポリシー」に対応した「アドミッション・ポリシー」を掲載し、本学が望む学生像を明確にしている。各入学者選抜区分別に、審査の要点が異なる点を明示している。また、受験希望者以外に対しても、大学ホームページや大学案内など、各種ツールを用いて明示している。

◆アドミッション・ポリシー

日本映画大学は以下のような学生を求めています。 1) 美醜や善悪及び人間の欲望全般に強い関心を持っている。 2) 映画や小説をはじめ芸術・芸能が好きである。 3) 他人と協力することができる。

「アドミッション・ポリシー」の周知方法は、高校生、保護者、外国人留学生、高校教員などに対し直接丁寧に説明することを重視している。教員及び入試・広報担当者が学外へ出向き、高校進路指導部との面談、出張講義、高校内ガイダンス及び進学相談会等の機会を最大限に利用し、本学の教育方針や「アドミッション・ポリシー」を説明している。

また、学内で実施する「オープンキャンパス」においては、教職員が受験希望者及び保護者との個別相談において、本学の教育内容等を具体的に説明し、本学を深く理解をした上で受験できるよう、十分な情報提供を行っている。

「建学の精神」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」に即した入学者受け入れの方法として、「個別面接」という審査方法が本学に最も適している。個別面接においては、受験生が高校生活でどのような学習体験を経てきたのかを知ることができる。また、映画への関心や、共同で行った作業などについて質問し、協働性の能力を知ることができる。受験生にとっても、個別面接は、専任教員に直接対面することで、入学後の大学生活のイメージを得ることができる良い機会である。そのためにも、できる限り「面接」に重点を置いた入学者選抜方法を採用している。令和 4（2022）年度入学者選抜においても、「一般選抜 A 日程」を除く全ての選抜で面接を課した。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施と検証

令和4（2022）年度の入学者選抜は、「アドミッション・ポリシー」に沿って、公正かつ妥当な方法により、また適切な体制のもとに運用した。個別面接において受験生と「アドミッション・ポリシー」との適合性等を確認した。

入学者選抜の区分ごとに行った受け入れ方法の工夫は次表の通りである。

入学者選抜区分ごとの選抜内容の工夫

総合型選抜 映像表現 文章表現 身体表現 リベロ①～⑦	・総合型選抜では「熱意」「基礎学力」「映画知識」「表現力」「コミュニケーション能力」という 5 つの観点から審査した。 ・「映像表現」においては、映像制作に興味を持つ受験生を対象に、事前提出の映像作品を参考にして面接に依り審査を行った。 ・「身体表現」は、演劇やダンスなどの身体表現に関心を持つ受験生を対象にしている。当日の「身体表現体験講座」でのパフォーマンスを参考にして面接に依り審査を行った。 ・「文章表現」においては、文章の創作に関心を持っている受験生を対象に、事前提出の作品を参考にして面接に依り審査を行った。 ・「映像表現」「文章表現」の課題準備として、8 月に「映像制作ワークショップ」「文章表現ワークショップ」「身体表現ワークショップ」を開催し、入試に向けた作品提出や課題演技等への準備をサポートした。 ・課題映画について自由に自分の意見を述べる「リベロ入試」を継続実施した。札幌の地方会場（福岡は志願者がなかった）を含め全 6 回実施した。
学校推薦型選抜 〔公募制〕	・調査書における高校生活での活動などをより詳細に検討するように心がけた。本年度は、指定校推薦の取り決めを交わす高校を劇的に増やした（100 校）。
特別選抜社会人	・事前提出の小論文は、ドキュメンタリー映画をもとに戦後日本の表象について論じさせるものである。シーン分析から時代を読解することを狙った課題設定である。
特別選抜 外国人留学生	・外国人留学生の一般教養レベルを測るために大学独自の日本語筆記試験と面接を行っている。昨年と同様 3 期に渡って（11 月、1 月、3 月）試験を行った。 ・出願資格として、日本語能力試験（JLPT）N2 合格以上、または日本留学試験（EJU）220 点以上という制限を設けている。 ・「熱意」「表現力」「コミュニケーション能力」という 3 つの基準を設定し、審査を行った。 ・在外受験者を対象とするオンラインでの「渡日前外国人留学生選抜」を行った。 ・外国人留学生に、本学の入試制度や教育内容等の理解を深めてもらうことを目的に「留学生のための入試説明会」を 10 月、12 月に開催した。
一般選抜 A 日程	・「大学入学希望理由書」の提出を課している。国語総合とコミュニケーション英語 I・II で審査し、従来通り、成績上位者に初年次授業料減免制度を適用した。
一般選抜 B 日程	・短編映画上映後、映画について小論文を課して審査した。面接では、入学の意志や適性を確認し、「映画知識」「表現力」「コミュニケーション能力」を審査した。
一般選抜 C 日程	・本編映画を部分上映後、課題について口頭試験を行った。面接では入学の意志や適性を確認し、「映画知識」「表現力」「コミュニケーション能力」を審査した。
編入学	・事前提出の小論文及び面接での修学意欲と適性の審査を設定している。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 4（2022）年度入試の結果は、令和 2（2020）年度入試から 3 年連続して定員割れとなった。本年度の 101 名の入学者は、定員 125 名に対しておよそ 80%の充足率にとどまる。入学者の内訳は、日本人学生 67 名に対して、外国人学生 34 名である。新入学生に占める留学生の割合は 33.7%で、比較的適正な割合であると考えている。

令和 4（2022）年度入学者選抜実施結果

試験区分		募集定員	志願者	合格者	入学者
総合型選抜	映像表現	10	5	4	3
	文章表現	5	3	3	3
	身体表現	5	7	7	7
	リベロ①	25	10	9	9
	リベロ②　札幌		0	0	0
	リベロ③		4	4	3
	リベロ④　福岡		1	1	1
	リベロ⑤		4	4	4
	リベロ⑥		3	3	2
推薦学校	推薦［指定校］	5	0	0	0
	推薦［公募制］	5	7	7	6
特別選抜	社会人	25	0	0	0
	外国人留学生　1 期		17	14	13
	外国人留学生　2 期		13	11	9
	外国人留学生　3 期		13	10	9
	外国人留学生（指定校推薦）1 期		0	0	0
	外国人留学生（指定校推薦）2 期		0	0	0
	外国人留学生（指定校推薦）3 期		0	0	0
	渡日前外国人留学生選抜		2	2	2
一般選抜	一般（A 日程）	30	51	49	22
	一般（B 日程）	5	2	2	1
	一般（C 日程）1 期	5	3	3	2
	一般（C 日程）2 期	5	5	5	5
	計	125	150	138	101

注）以上のほか、2 年次編入学定員若干名のところ、入学者 0 人であった。

・教職協働体制の継続と各種施策の実行

入試広報部職員と教員（入試委員会）によって、高校訪問や入試説明会への積極的参加や協力体制の強化、大学ホームページの更新頻度の拡大、「SNS （Twitter、Facebook、LINE、YouTube）を中心とする情報発信の強化」に努めている。高校訪問においては、在学生の出身高校情報の共有が図られることで、進路指導担当教員との面談でよりきめ細やかなコミュニケーションが取れる体制になっている。教職員間で「オープンキャンパス」実施結果や志願状況の情報共有、意見交換を行い、持続的に協力体制を維持している。

・オープンキャンパス特別イベントの充実と来場者歩留り対策の実行

令和 4（2022）年度募集は、新型コロナウイルス感染症の流行との戦いであったと言っても過言ではない。様々なイベントが影響を被った。他大学が軒並みオンライン型のイベントに切り替える中、本学は感染症予防対策をとった上で、できる限り対面型のイベンの開催を維持した。ただし、受験希望者や保護者の出足はあきらかに鈍く、昨年と比べて徐々に回復してきているとはいえるが、結果的に参加者は 310 人と伸び悩んだままであった。次善策として、特別イベントの映像をホームページ上にアップして会場に来られなかった方々の便益を図った。これまでのイベント参加者数、志願者数の推移や相関関係を考えると、少なくともイベント参加者 400 人、志願者が 200 人を超えてこないと、125 人の定員を満たすことは難しい。

従来より、入試イベントにおいて終了後には、受験希望者や保護者を会場に残して入試説明を行い、来場者が出願に結びつくよう歩留り対策を行っている。個別面談では、教職員と面談できるよう配慮してきたが、本年度より、特にカリキュラムの特徴、学生生活などについて在学生と懇談できるように工夫している。

資料請求者とイベント参加者数の推移は、次表の通りとなっている。

【年度比較】資料請求者・イベント参加者・志願者・入学者

入試年度	イベント参加数	志願者数	入学者数（編入除）	資料請求者数
5 期（H27）2015 年度	439	197	112	9,577
6 期（H28）2016 年度	445	116	69	10,804
7 期（H29）2017 年度	450	140	90	11,625
8 期（H30）2018 年度	477	198	129	10,893
9 期（H31）2019 年度	418	251	130	11,762
10 期（R2）2020 年度	411	215	119	10,432
11 期（R3）2021 年度	208	169	104	11,900
12 期（R4）2022 年度	310	150	101	11,720

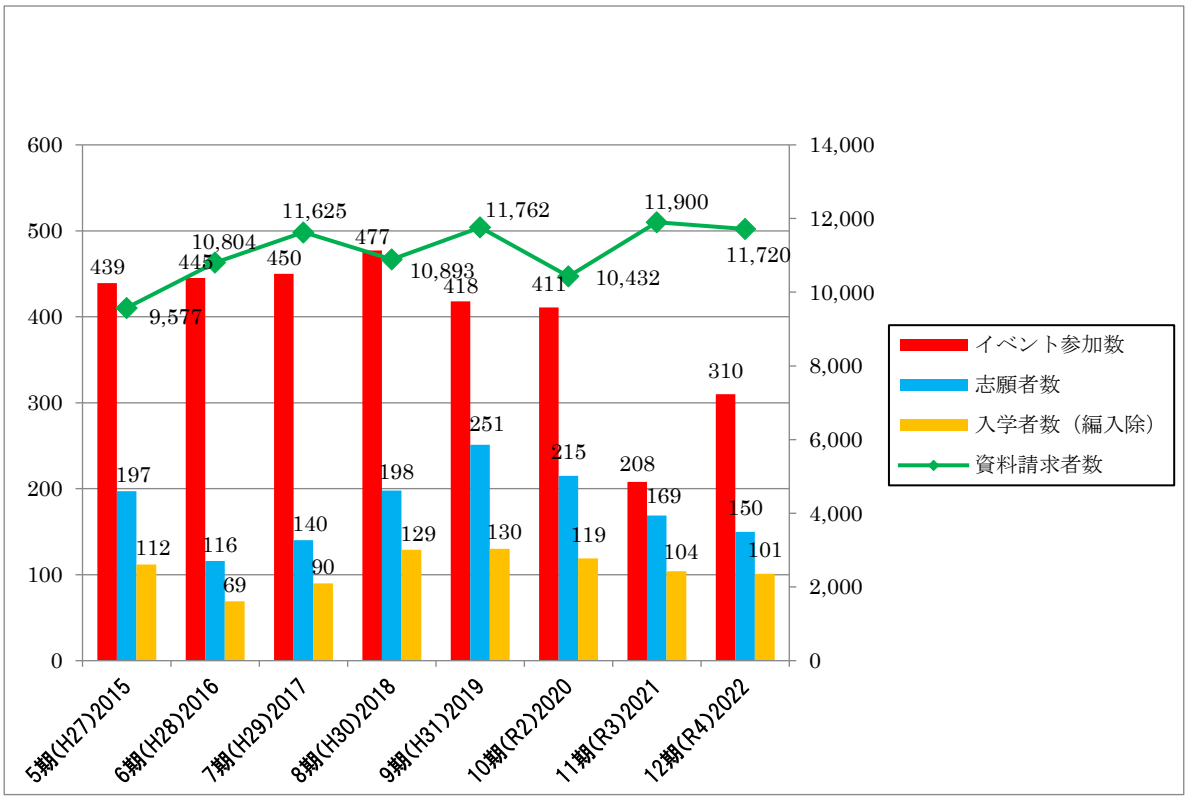

(3) 2−1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4 年（2022）年度の入学者選抜では 125 名の定員枠を満たすことができなかった。これは主に、新型コロナウイルスの感染予防策によって入国がまったくできなくなった留学生の激減が直接の原因であると思われる。この点については、留学生の入国枠が拡大し渡航が可能になれば、ある程度は自然に改善されるものと考えられる。やはり喫緊の問題は日本人学生を毎年一定数集められ、適切な選抜が可能になるように募集状況を改善することである。以上のような問題点の指摘の上で、以下の通り改善を試みる。

① 大学入学共通テストについては、目下のところ本学は利用しない。引き続き本学独自の試験を行う。ただし、個々の試験内容について再検討が必要であると考える。ことに「総合型選抜」の主要入試となっているリベロ入試では、これまで面接試験のみを採用してきたが、より広く受験生を募る方途として、昨今の高校での授業内容と大学受験事情を鑑み、「小論文」入試を柔軟に取り入れる。

② 本年度は、外国人留学生について、在外受験者を対象とするオンラインでの「渡日前受験」を行った。このオンライン方式をリベロ入試にも拡大して実施したい。地方入試は二会場に限定され、現状では募集効果を発揮していない。日本全国どこからもアクセスできて、入試を受けられる「オンライン入試」をリベロ枠にも適用することで、受験者の増加が見込める。

③ 奨学金の面で、日本人学生の募集体制を見直す必要がある。かなりの数になった指定校との新たな取り決めとして、入学金免除の特典を設けたい。また、学科試験である「一般選抜Ａ日程」においては成績上位者に１年次授業料全額免除する

制度を設けているが、この上位者の人数枠を相当数増やしたい(上位10名ほど)。

④ 合格が決定し、手続き完了者に対して行う「入学準備プログラム」を継続的に行っている。さらに、留学生入学予定者のためのワークショップも継続的に行っている。このため留学生は入学後スムーズに大学生活に馴染めるようになっている。パンデミック状況下で、留学生受験者の減少が最小限にとどまったのは、ひとえに本学の留学生対応のきめ細やかさが口コミ的に評判になっているからだと思われる。本年度もこれらの対応を継続して行う予定である。

⑤ 入試イベント等の参加履歴や資料請求等の接触履歴を分析するまでもなく、神奈川県、東京都を中心にして首都圏からの参加者が多い。特に、神奈川県下の高校は、すでにある程度常連校ができている。学校訪問や出張授業を通じて、これらの学校との情報交換を積極的に行なう。特に指定校への訪問が必要である。

⑥ 昨年同様、高校生が在学生と一緒に大教室で映画作品を鑑賞、懇談を行う「高校生のための映画上映会」を年4回開催する。このイベントから特に「リベロ入試」や「一般入試B・C」を受験する層が期待できる。

⑦ 映画や映像以外の分野に関心を持った受験生にも対象を広げ、出来る限り広い層に本学をアピールする。特に高校生の間で視聴者が多いYouTube動画、VTuber動画を今後も利用していく。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2－2の自己判定

基準項目2－2を満たしている。

(2) 2－2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教育課程についての諸問題を扱う「教務委員会」と、学生についての諸問題を扱う「学生委員会」で出された授業現場からの意見を集約して、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制の検討を行っている。両委員会は教員と学生支援部職員によって構成されており、教職員の協働体制が整備されている。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

・障がいのある学生への配慮

平成28(2016)年11月より、障がいのある学生に対して個別に支援する体制として、「配慮願」の書式を整備し、運用を開始した（平成28（2016）年11月学生委員会・教授会決定)。学生・保護者から個別の相談を受け、面談の後に状況に応じて「配慮願」を受理、「学生委員会」において具体的な支援の方策を決定した後、授業担当教員に配慮文によって通知し、支援を行う。支援開始後も随時支援内容の検証と見直しを行い、個々の事情に応じた適切な支援となるよう努めている。学生・保護者からの依頼を受けて進

めることが原則だが、不安を抱えている学生に対してはこうした制度があることを伝えている。現在、平成 31（2019）年度入学生 1 名についてこの制度を適用している。

【日本映画大学支援体制】

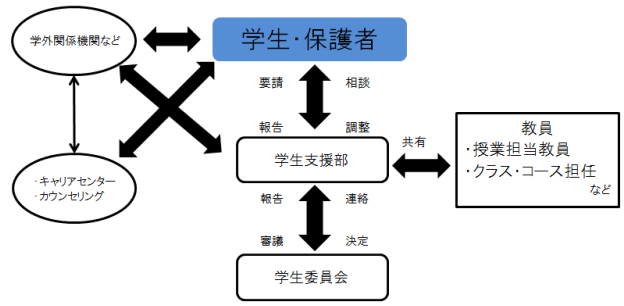

【運用フロー】

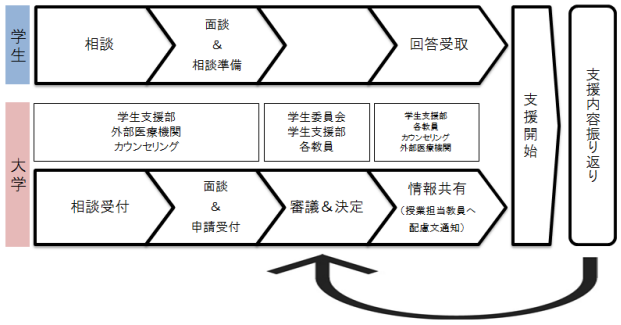

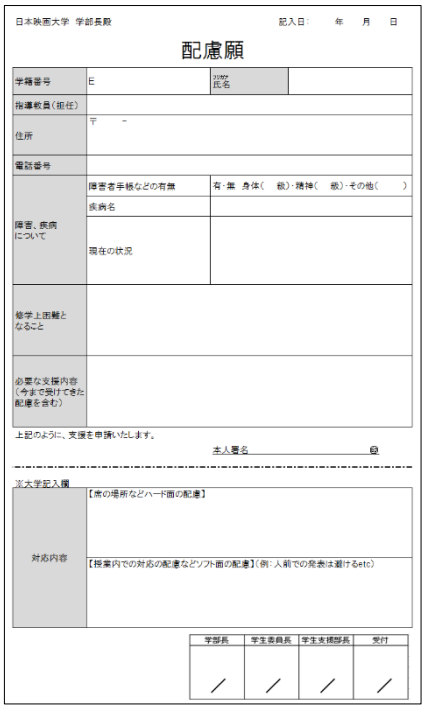

日本映画大学 学部長殿　　記入日：　年　月　日

配慮願

学籍番号	E	氏名	
指導教員（担任）			
住所	〒　－		
電話番号			
障害、疾病について	障害者手帳などの有無	有・無　身体（　級）・精神（　級）・その他（　）	
	疾病名		
	現在の状況		
修学上困難となること			
必要な支援内容（今まで受けてきた配慮を含む）			

上記のように、支援を申請いたします。

本人署名　　㊞

※大学記入欄

対応内容	【席の場所などハード面の配慮】
	【授業内での対応の配慮などソフト面の配慮】（例：人前での発表は避けるetc）

学部長	学生委員長	学生支援部長	受付
／	／	／	／

・オフィスアワー制度

平成 23（2011）年 10 月よりオフィスアワー制度を全学的に実施している。教員ごとにオフィスアワーの時間帯を設定して学生に周知するほか、その時間帯以外にも学生が希望する教員に直接メールでアポイントをとって相談できる体制をとってきたが、実際には後者の方法が選ばれることが多く、あらかじめ時間帯を設定する方法は形骸化していた。こうした現状をふまえ、令和 2（2020）年度より、学生と教員が個別に時間を定める方法に統一した。学生には全専任教員のメールアドレスを公開しており、どの教員にでも個別に相談できることを周知している。本学は小規模の大学であり、教員と学生との距離が極めて近く、日常的にコミュニケーションをとることのできる環境にある。このような利点を活かすためには、必要に応じて随時相談に応じる体制が有効であると考えている。1 年次生は担任教員、2～3 年次生はコース担当教員、4 年次生は卒業制作を指導する教員との関係が特に密接であり、相談体制は有効に機能していると言える。

・SA 制度

本学の学生は学部生のみであるため、大学院生を対象とする TA 制度はない。平成 25（2013）年度に、専門的な知識と技術を身につけた 3・4 年次生を SA（Student Assistant）として授業補助、授業支援に活用する制度を整備し、運用している。SA は学生にとって身近なロールモデルであり、また後輩に教えることが SA 自身の知識と技術の復習となることから、特に映画制作の演習・実習授業において学びを深める効果が上がっている。

・中途退学者、休学者及び留年者への対応

中途退学者や留年者、またその可能性がある学生に対しては、以下に記すように個々の状態に応じて適切な窓口から情報を収集し、対応策を検討している。教職員が一体となって個々の問題解決への助言を行うことで、修学状況の改善と中途退学や留年の予防に努めている。

クラス担任やコース担当教員と学年やコースごとに担当者の決まった学生支援部職員が連携し、学生一人ひとりの状況を把握する体制を整備している。平成29（2017）年度から増加した留学生に対しては、「国際交流センター」内に「留学生支援部門」を設け、留学生支援の専門家を含む担当教員と担当職員が連携して対応している。留学生の支援体制を強化するため、「留学生支援部門」の「日本語サポート」担当者を令和3（2021）年度から1名増員した。

精神的な問題で学修困難となっている学生に関しては、教員・職員に加え、非常勤のカウンセラーと連携し、問題解決に取り組んでいる。また経済的な問題で学修困難となっている学生への対応策としては、「学費延納・分納制度」に加え、「各種奨学金制度」及び「授業料減免制度」を充実させている。

また、卒業要件不足で卒業延期（留年）となる可能性を早期に発見し、適切な履修指導を行うための体制を整備している。4年間での卒業が不可能となった学生及びその可能性の高い学生に対しては、コース担当教員と学生支援部職員が面談し、状況の確認と今後の修学に向けての助言を行っている。あわせて保証人宛に文書で状況を説明し、保証人の希望があれば相談に応じる旨を伝えている。これは第1期生が4年次生となった平成26（2014）年4月から実施している。

新型コロナウイルス感染拡大が原因で、海外から日本に入国できない状況の留学生に対しては、留学生支援担当の学生支援部職員が個別に連絡をとって状況を把握し、日本に入国するまで支援を行っている。入国できる時期が不確定であるために休学を選択することになった学生に対しては、休学在籍料及びこの休学によって追加で発生することになる学費を免除した。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教員、職員、学生間の距離が近いという小規模大学の利点を活かし、教員間、教員・職員間、教員・学生間、職員・学生間の多様な経路を通じて常時コミュニケーションをとりながら、現実に即した支援策、対応策を講じている。学生一人ひとりに眼が届く現在の体制は有効に機能していると考える。この体制を維持しつつ、特に以下のポイントについて改善を続けていく。

・カリキュラムの検証

教員及び学生の意見をくみ上げて、授業の難易度や学生の理解度、授業支援体制の適切性を重点的に検証し、必要に応じて修正、改善策を講じる。平成 27（2015）年度に「カリキュラム検討委員会」を設けてカリキュラムの検討に着手し、平成 30（2018）年度入学生から新カリキュラムの運用を開始した。その検証をふまえ、さらに初年次教育を充実すべく 1 年次必修の教養科目を見直した新たなカリキュラムを令和 4（2022）年度から運用開

始することとした。これについては 3-2 で後述する。今後も引き続き「教務委員会」、「FD（Faculty Development）委員会」を中心にカリキュラムの検証を行っていく。

・休学者・中途退学者・留年者の減少のための方策

個々の学生の授業への取り組み状況、欠席状況、成績等をクラス担任やコース担当教員、学生支援部職員が把握し随時情報共有することで、より早期の対応ができるよう努める。修学意欲が低下している学生や精神的に問題を抱えた学生に対しては、2-4 で後述するとおりカウンセリング体制の強化を図り早期のケアを充実させる。また、学生自身が単位修得状況を把握し、適切な履修計画を立てられるよう履修指導を徹底する。いまだ新型コロナウイルス感染拡大状況の行方が不透明であることから、留学生に対しては引き続き不要不急の帰国を制限するよう呼びかけ、日本に入国できないために留年することのないよう指導する。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では学生個々の進路を意識するために、1 年次に基礎を学んだ上で、自身の希望で 2 年次より専門に学ぶコースを選択するカリキュラムが組まれている。そのため自分の将来を展望しながら自らに必要な専門性を学生自身で選択し、必要な知識・技能を強化し育成する目的として、3 年次に「キャリアサポート」科目と、外部の機関や作品への職業体験が可能な「インターンシップ」科目を設置している。

いずれもキャリアサポートセンターと連携し、学生が卒業後自らの素質を向上させ、社会的及び職業的自立を図り、総合的な映画実践能力を養うために、積極的な学外との接点としている。「キャリアサポート」科目では、映像業界におけるフリーランスとしての就業、就職活動と企業への就職など、その違いに重点を置き、「なぜこの仕事をするのか」、「自分の人生の中で仕事や職業をどのように位置づけるか」など、学生が自らの視野を広げ、進路を具体化し、映像業界のみならず社会人として働くことの意義を各専門分野の外部講師による講義を通して伸長・深化を促している。

また「インターンシップ」科目では、川崎商工会議所や（特）映像産業振興機構等外部機関と提携し、長期的就業体験が可能な機会と、映像業界だけではない職種選択への幅を持たせている。

・教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための体制

フリーランスやパラレルワーカー、副業人材などが増え、働き方が多様化し、就職活動時期や方法が大きく変化するなか、変化に応じて柔軟に学生が自身の進路を考え、変

えていく力としてキャリア・アダプタビリティの「不確実性への耐性」を主軸とし、主体性のある適応能力を得られるよう、3 年次に、全学生を対象とした担当教員・キャリアサポートセンターとの卒業後の進路に関する個別面談を行い、各専門コースに沿った形で、学生一人ひとりのキャリア形成を促進させる支援を行っている。

学生全員が利用可能なポータルサイトを用いて、継続的な就職活動に関する情報提供を行っている。専任職員の他、外部より国家資格を取得したキャリアカウンセラーを配置し、コロナ禍の中で安心して就職活動が行えるように、対面とともにリモートで相談対応を行っている。また、進路希望動向及び就職活動状況の調査に基づき、本学の学生が志望するマスコミ業界への就職活動に特化したプレイスメントブックや、オンライン面接のガイド等、各種ツールを作成し、無料で配布を行っている。その上で、キャリア・カウンセリングや各種就職活動セミナーを定期的に実施し、教育課程内でのキャリア教育を補っている。平成 30（2018）年度より、留学生支援部門とキャリアサポートセンターが連携し、外国人留学生対象の進路ガイダンスを行い、日本語能力の重要性や日本での就職活動や企業の採用判断基準、大学院受験など卒業後の進路や在留資格への理解を促している。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

・教育課程内の社会的・職業的自立に関する指導に関して

就職活動時期やオンライン化等方法が大きく変化するなか、キャリア選択問題の背景には、家庭の経済状況や産業構造など個人の力では解決しえない外的要因が作用していることも多いため、「キャリアサポート」科目で招聘する外部講師を毎年検討の上、学生にとって選択肢を拡げるキャリアパスの提示になるよう実施内容を見直している。

特に新型コロナウイルス感染症流行のため、令和 2（2020）年は大幅なカリキュラム変更があり、「キャリアサポート」科目を開講できなかったが、社会状況に大きく影響を受ける就職活動状況に合わせ、教育課程内で行う予定であった内容を「就職活動支援セミナー」として全 3 回実施した。令和 3（2021）年もカリキュラム変更があったが、「キャリアサポート」科目は開講できたため、社会状況に大きく影響を受け変更になった点を中心に、授業内容にコロナ禍での就職活動現況を盛り込み、その際のリアクションペーパー等で要望や質問が多かった内容を別途オンライン開講のミニセミナーとして全 4 回実施し、毎年刻々と変化する状況と学生ニーズに合わせ柔軟に対応している。

・教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための体制に関して

新型コロナウイルス感染症流行下、学外から大学が発信する就職情報求人票を確認し、就職ツールをダウンロードできるよう、ポータルサイトを運用している。選考書類の PDF データ化や、オンライン上での個人情報データのやり取りが多くなっているため、学生のデジタルリテラシーを高める対策が早急の課題である。同時に、双方向の通信で実施される Web 面接や、Web テストセンター等の双方向の通信で実施されるオンライン選考が、個々の自宅環境に左右されず、支障なく行えるようキャリアサポートセンター内の PC、ソフトや Wi-Fi など環境を整えていく必要がある。今後もインターンシップや就職活動等のオンライン化が進んでいくことが予想されるため、より通信インフラ含め Web 環境の

整備を行い、即した形で継続した情報提供を行っていく。その上で専門コースに沿った企業を招聘して学内で実習参加型の学内企業説明会を開催し、直接企業へ訪問し、就業状況を見て質問する機会や、在学中より企業や映像業界との接点を設けるなど、オンライン、対面いずれも外部との接点を増やしていく必要がある。

また、就職活動が原因で精神的にも不安定な状態に陥るケースが多く見られるため、キャリアコンサルタントの配置とともに、学生相談室との連携体制を拡充するなど、キャリアサポートセンターを中心とした、柔軟かつ多角的な支援体制を整備していく。

・外国人留学生の就職支援体制に関して

映画・映像に関わる仕事はもちろん、一般的な企業への就職も含め日本国内に就職を希望する外国人留学生の就職支援体制として、留学生支援部門とキャリアサポートセンターが連携し、1 年次に外国人留学生へ進路希望調査のアンケートを行っている。進路希望と現状の理解度や課題を把握し、留学生を対象とした進路ガイダンスを、外部講師を招聘して行い、早期に就労可能な在留資格、日本における就職活動と必要な語学スキルを周知している。その上で留学生の日本における就労の幅を広げるためにも、在留資格・特定活動 46 号対象者となり得るように留学生支援部門と日本語サポートデスクが中心となって、在学中の日本語能力試験（JLPT ）N1、BJT ビジネス日本語能力テスト J2 等日本語能力資格の取得や、就職活動に必要な日本語能力向上のための支援を行っている。またキャリアサポートセンターが日本人学生と同様の就職支援の他、学内ポータルサイトによる定期的な就職情報の提供と、キャリアカウンセリングや個別進路面談でも、個別のフォローアップを行っている。4 年次後期には、就職活動を行ってきたが結果に結びついていない留学生に対し、卒業後の就職活動継続のための在留資格変更に関するガイダンスを実施し、進路不明の留学生を出さないよう努めている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

・学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、総合窓口である「学生支援部」が担っている。また、「教授会」のもとに構成される各種委員会のひとつである「学生委員会」は、教員だけでなく学生支援部長が構成員として参加し、教職員による協働体制が取られている。「学生委員会」では、学生生活全般に関わる案件について情報を共有し、討議・審議を行い、厚生補導のための適切な対応を行っている。

・経済的支援

日本映画大学における奨学金・授業料減免制度は次表の通りである。平成 28（2016）年度に奨学金及び授業料減免制度の新設、拡充を行い、さらなる経済的支援を図った。

名称	対象者	人数	給付（減免）額
今村昌平記念奨学金制度（給付）	3 年次修了時における学業成績優秀者（4 年次生）	5 名以内	4 年次の学費全額相当額（158 万円）
	上記に準ずる者	若干名	4 年次の学費半額相当額（79 万円）
成績優秀者に対する授業料減免制度（減免）	一般入学試験 A 日程における成績優秀者（1 年次生）	5 名以内	授業料全額（100 万円）
	前年次修了時における成績優秀者（2 年次生及び 3 年次生）	若干名	授業料半額（50 万円）
	4 年次生	今村昌平記念奨学金制度を適用	
修学支援奨学金制度（給付）	経済的理由による学費納入困難者（1～4 年次生）	約 20 名	授業料半額（50 万円） 申請は原則 1 回
自宅外通学支援奨学金制度（給付）	入学者のうち自宅外通学者（1 年次生及び編入学初年度生）	約 50 名	年額 30 万円 申請は 1 回のみ
社会人学生奨学金制度（給付）	社会人入学試験の入学者（1～4 年次生）	10 名程度	年額 30 万円 毎年申請可
私費外国人留学生授業料減免制度（減免）	「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生（1～4 年次生）	該当者	年額 15 万円 毎年申請可

この他、外部奨学金の紹介と申請を行っており、個人による申請の場合はサポートしている。とくに外国人留学生に対しては、留学生を対象とした外部奨学金について、きめ細かい紹介とサポートに努めている。また、報酬制の教育補助業務である SA 制度を経済支援制度のひとつとして活用している。

・課外活動支援

平成 26（2014）年度に学生自治組織である「日本映画大学学友会」が発足後、地域活動として「地域上映会」を行うなどの課外活動をしており、「学生委員会」と「学生支援部」で支援と指導を行っている。

・健康相談、心的支援、生活相談等

1 年次生は、1 クラス約 20 人に対して 1 人の教員を配するクラス担任制としており、随時個人面談を実施し月 1 回の HR を行うなど、大学生活に不慣れな初年次生の個別相談に応じる体制は充実している。2 年次生、3 年次生については、各専門コースの担当教員が個別の相談に応じる体制をとっている。また、オフィスアワー制度により、すべての専任教員が希望する学生の相談に応じる体制を整備している。

長期授業欠席等、状況が心配される学生については、クラス担任、コース担当教員、学生委員長と学生支援部長、学生支援部職員が連携し、随時学生や保護者に対応してい

る。

心的支援については、平成 27（2015）年度からカウンセラーを 2 人に増員し、カウンセリングの実施日を増やすとともに、白山校舎の「学生相談室」を整備して支援の充実を図ってきた。予約をスマートフォンで取れるようなシステムも採用している。令和 2（2020）年度からは、外国人留学生の心的支援を充実させるため、外国語での対応が可能なカウンセラーを増員し、運用を開始した。また同年度からのコロナ禍にともない、オンラインによる相談も実施することで、ニーズのある学生の便宜をはかっている。

こうした体制のもと、心的支援を必要とする学生については、クラス担任・各専門コースの担当教員をはじめとする教員と学生支援部職員が連携して状況を把握し、必要に応じてカウンセリングに誘導している。また教員が担当する学生への適切な対応についてカウンセラーに相談するなど、教員・職員・カウンセラー三者の協働体制で支援を行っている。

さらなる潜在的ニーズの把握と啓発を目的に令和 3（2021）年度より大学精神保健調査（UPI）を導入した。

外国人留学生に対しては、「国際交流センター」内に設けた「留学生支援部門」の担当教職員が日本での生活、修学、語学力の向上等についてきめ細かい支援を行い、クラス担任やコース担当教員と連携して個人に目が届く体制を整備している。

（3）2－4 の改善・向上方策（将来計画）

心的支援については、さらなる相談室の充実をはかっていく。

課外活動については、グループで映画制作をする活動を正課内で絶えず行っているためか、活発でない傾向がある。各非公認サークルの活動に継続性を持たせることや、サークルの構成人員・組織・会計を明瞭化させる等の指導を「学生委員会」と「学生支援部」が連携して行い、学生たちが主体的に運営する大学公認サークルの育成を支援することに努める。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校舎は新百合ヶ丘校舎と白山校舎があり、両校舎合わせた校地面積は 18,502.49 ㎡、校舎面積は 7,740.65 ㎡であり、いずれも「大学設置基準」を満たしている。

新百合ヶ丘校舎については、小田急線新百合ヶ丘駅北口から徒歩 1 分程の場所に位置

し、映画制作に必要な充実したポストプロダクション設備を整備している。

白山校舎は、小田急線新百合ヶ丘駅からバスで 5 分程の場所に位置する。平成 22（2010）年 12 月に竣工（旧川崎市立白山小学校校舎を改修）した校舎は、明るく清潔感があり、快適な空間を提供している。校舎と同一の敷地内に運動場を整備している。また、「今村昌平記念スタジオ」（撮影スタジオ）や図書館などが適切に整備され、教育活動に有効活用されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

「今村昌平記念スタジオ」は、東宝のスタジオで永年培われてきたスタジオ建設のノウハウが生かされた撮影スタジオとなっている。スタジオ内には、安全のために電動昇降式の照明バトンを設置し、スタジオ内には、毎時 50mm の雨降らしにも対応できる排水溝を設け、グリーンバックや暗幕などを吊っての撮影も可能なプロユースの設備がある。プロの本格的な撮影にも対応できる施設での実践的な撮影実習を可能としている。

また、ポストプロダクション設備に関しても充実しており、大きなスクリーンを見ながら、映画の音づくりと録音を行うダビングスタジオ、撮影後の映像に後から声を入れていく作業、ナレーション、アフレコ、効果音など様々な録音の用途に対応しているアフレコ・フォーリースタジオ、フィルム撮影素材やビデオ撮影素材のいずれにも対応できる編集室等が用意されている。新百合ヶ丘校舎の大教室は、35 ミリ・フィルム映写機、16 ミリ・フィルム映写機に加え、2K・DLP プロジェクターによる DCP（デジタル・シネマ・パッケージ）の映写及びドルビーデジタル・5.1ch での音声再生を可能とする劇場並みの機能を待った教室である。本学の教育目的を達成するための設備は充実している。

附属図書館については、「日本映画大学附属図書館規程」「日本映画大学附属図書館利用規程」に則り適切に管理・運営されている。映画関係の専門書をはじめ、大学での勉強に必要な幅広い分野の図書を備え、視聴覚資料のコレクションも整備している。また、映画・映像分野に関わる和洋の学術誌や一般雑誌を用意している。図書館内のパソコンでは所蔵資料の検索だけでなく、Web 上でのデータベース検索や電子書籍などの閲覧が可能としている。附属図書館で利用できる電子書籍、電子ジャーナル、データベースに関する一覧は次の通りである。

電子書籍	NetLibrary
	浪漫堂シナリオ文庫
電子ジャーナル	Feminist Media Studies
	Film Quarterly
	New Review of Film and Television Studies
	Quarterly Review of Film and Video
	CINEMA TECHNOLOGY
データベース	Screen studies Collection
	ジャパンナレッジ プラス（百科事典その他）
	聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞記事検索）
	20 世紀メディア情報データベース 占領期の雑誌・新聞情報 1945-1949（GHQ 占領期の新聞、雑誌記事検索）

なお、施設・設備に対する学生の意見等は、FD 委員会が実施している聞き取り調査や、「学生満足度調査」で確認している。

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性

白山校舎については、エレベーター、多目的トイレ及びエントランスのスロープなどを整備しバリアフリーに配慮している。新百合ヶ丘校舎については、多目的トイレやエントランスのスロープなどを整備しバリアフリーに配慮している。

加えて白山校舎は、川崎市の指定避難場所として災害時に備えての備蓄品を川崎市と協力して体育館に整備し、災害への対策を日頃から心掛けている。

白山校舎は、平成 22（2010）年 12 月に竣工（改修）した耐震基準に適合している建物であり、安全性は確保されている。また、新百合ヶ丘校舎については、新耐震基準（昭和 56（1981）年）に適合しており、安全性は確保されている。

【白山校舎バリアフリー設備】

撮影スタジオ障害者用通路

障害者専用駐車スペース

車椅子用通路

エレベーター

多目的トイレ（車椅子マーク

多目的トイレ内部

【新百合ヶ丘校舎バリアフリー設備】

車椅子用スロープ

多目的トイレ（車椅子マーク

多目的トイレ内部

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

学生が主体的・効果的に学修ができるよう、1 年次生はクラス制（1 クラス約 20 人）、2 年次からは 3 つの系・8 つの専門コースを設け、学生のニーズに合わせた少人数教育を実施している。さらに演習系の授業は複数の教員が携わることによって、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導やフォローアップができる体制を整えており、教育効果の上がる適切な授業運営がなされている。

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

大学の校地や校舎は、「大学設置基準」を十分に満たしている。教育研究活動に必要な施設・設備は適切に整備され、かつ有効に活用されている。今後も時代に即した実習施設の整備に努めていく。附属図書館の蔵書や DVD 資料に関しては、図書・資料等のさらなる充実とともに、学生の意見等を聴取しつつ教育環境の改善・充実を図るよう努めていく。

授業を行う学生数に関しては、今後も少人数教育を実践し、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導やフォローアップができる体制を維持していく。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年度実施している「学生授業アンケート調査」、「学生満足度調査」、「学修状況実態・行動調査（学修行動及び学修成果の把握）」を活用し、学生の意見・要望を把握している。これらの調査結果を「FD 委員会」や「教務委員会」で検討した上で「教授会」において共有し、学修支援体制の改善に役立てている。

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

オフィスアワー以外にもクラス担任やコース担当教員は定期的に担当する学生と面談を行い、個々の健康状態や経済状況、学生生活全般に関する相談に応じている。面談にはその学年やコースを担当する学生支援部の職員が立ち会うことも多く、教員と職員が連携して学生の意見・要望を把握する機会と回路が多数確保されている。得られた意見・要望を、内容に応じて「学生委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「総務委員会」で検討した上で「教授会」において共有し、学生サービスの改善・向上のために活用している。

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

オフィスアワー以外にもクラス担任やコース担当教員は定期的に担当する学生と面談を行い、個々の学修環境に関する相談に応じている。面談にはその学年やコースを担当する学生支援部の職員が立ち会うことも多く、教員と職員が連携して学生の意見・要望を把握する機会と回路が多数確保されている。得られた意見・要望を、内容に応じて「学生委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「総務委員会」で検討した上で「教授会」において共有し、学生サービスの改善・向上のために活用している。

なお、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるアルバイトや学費負担者の収入の減少といった経済状況の悪化に伴う学修環境の変化についての相談や要望が多く報告されたことから、総務部と連携し、学費の延納・分納期限の柔軟な設定や高等教育の修学支援新制度や緊急給付金等の活用を促すなど、学びを継続するための学修支援を行った。

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学の強みを活かして学生の声を様々な回路から聴取する仕組みは整備されているものの、新型コロナウイルスを端緒とした社会状況や学修環境の急激な変化に、従来の時間をかけた意見・要望のくみ上げと分析では対応が間に合わない事象が生じている。学修環境と学生支援体制のさらなる充実をはかるために、部局間の緊密な連携と SD を活用した教職員の対応力の向上など、即応力のある体制整備に努めていく。

［基準 2 の自己評価］

学生の受入れついては、教育目的を踏まえた「アドミッション・ポリシー」の策定と周知、また「アドミッション・ポリシー」に沿った入学者受入れの実施と検証を行い、入学定員に沿って適切と言える範囲内の受入れ数を維持している。

学修支援については、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を整備し、障がいのある学生への配慮やオフィスアワー制度の実施、SA の活用といった支援の充実を図っている。

また、「キャリアサポートセンター」が教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導と支援を行い、インターンシップなどを含めたキャリア教育のための支援体制を整備し、就職に対する相談・助言を実施している。

学生サービスについては、厚生補導のための組織として「学生委員会」、「学生支援部」が中心となり、奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行い、学生の課外活動への支援も実施している。また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談なども適切に行い、学生生活の安定に努めている。

教育環境の整備については、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行っており、実習施設、図書館等も有効に活用し、バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性についても配慮がなされている。また少人数教育や複数の教員が携わることで、教育効果の上がる適切な人数での授業運営が実施されている。

学生の意見・要望への対応としては、学生への学修支援と学生サービスに対する学生の

意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生支援と学生サービスの改善に反映している。また、施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げるシステムも整備し、施設・設備の改善に役立てている。

以上のことから、基準 2 の要件は満たされているものと評価できる。

基準 3. 教育課程

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

(2) 3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

「学則」に定めた教育目的に基づいて「ディプロマ・ポリシー」を策定し、「学生便覧」、「シラバス」、「履修ガイド」、「学生募集要項」、大学ホームページに掲載して周知している。

◆ディプロマ・ポリシー

日本映画大学は、以下の要件を満たした学生に、映画学士の学位を授与します。

1) 映画制作の技術の実践的な体得。
2) 映像文化の歴史の理論的な理解。
3) 社会に貢献するための教養と人格。
4) 他者とともに問題解決に臨む姿勢。
5) 所定の卒業必要単位の修得。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位の認定及び進級、卒業認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「日本映画大学学則」及び「日本映画大学履修規程」において定めた基準に基づき、「教務委員会」及び「教授会」での審議を経てなされる。単位認定基準、卒業認定基準は「学生便覧」に明記している。また、毎年 4 月に実施するガイダンスでは「履修ガイド」を配付し、3 つのポリシー、履修と単位修得のためのルール、進級の基準、卒業要件について全学年に説明している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

・単位認定基準

成績評価の基準は次表の通りである。評点 100 点から 60 点までを評価 S から C とし合格、評点 59 点以下を評価 F とし不合格としている。また、入学前の既修得単位及び大学以外の教育機関による学修を単位認定した科目には、評価 N を付している。この基準は「履修規程」において定め、「学生便覧」に明記し、1 年次のガイダンスで周知している。

	合格（単位認定）					不合格
評　　点	100～90	89～80	79～70	69～60	認　定	59 以下
評　　価	S	A	B	C	N	F
成績通知書表示	S	A	B	C	N	F
成績証明書表示	S	A	B	C	N	表示なし

・本学入学前に他大学や専修学校等で修得した単位の認定は 60 単位を上限とする。単位のみの認定とし、成績評価は「N」と表示する。

・学生が授業担当教員に対し成績評価を確認する機会を設けている。

・進級基準

修得単位数や GPA（Grade Point Average）値による進級基準は設けていないが、専門教育の学修の順次性を鑑み、必修科目及び専門科目の選択必修科目が不合格になった場合は原則として進級できない。「教務委員会」において審議した上で原級留置としている。

・卒業認定基準

本学の卒業要件は次表の通りである（原則、令和 3（2021）年度 1～4 年次生は新カリキュラム適用）。この基準は「学生便覧」、「履修ガイド」に明記し、ガイダンスで周知している。

新カリキュラム　平成 30（2018）年度以降入学者

<table>
<tr><th>コース</th><th colspan="2">区分</th><th>必修</th><th>選択必修</th><th colspan="2">選択</th></tr>
<tr><td rowspan="9">全コース共通</td><td rowspan="6">教養科目</td><td>基幹</td><td>12</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>映画史科目群</td><td rowspan="6">－</td><td rowspan="6">－</td><td rowspan="6">10 ※1</td><td rowspan="6">α</td></tr>
<tr><td>映画文化科目群</td></tr>
<tr><td>文学・芸術科目群</td></tr>
<tr><td>歴史・社会科目群</td></tr>
<tr><td>コミュニケーション科目群</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎科目</td><td>14</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">専門基礎科目</td><td>－</td><td>4 ※2</td><td colspan="2">β</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目</td><td>－</td><td>46</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">※1　「各科目群から 1 科目、合計 10 単位以上」を選択。10 単位以を超えた分は α に組み入れられる。
※2　「2 科目、合計 4 単位」以上を選択。4 単位を超えた分は選択科目 β に組み入れられる。</td><td rowspan="2">26</td><td rowspan="2">50</td><td>10</td><td>α+β＝38</td></tr>
<tr><td colspan="2">48</td></tr>
<tr><td colspan="5">卒業必要単位数合計　124 単位</td></tr>
</table>

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

(2) 3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「学則」に定めた教育目的に基づいて「カリキュラム・ポリシー」を策定し、「学生便覧」、「シラバス」、「履修ガイド」、「学生募集要項」、大学ホームページに掲載して周知している。

平成 30（2018）年度入学生から新カリキュラムを開始したことに伴い、新カリキュラムに対応する「カリキュラム・ポリシー」を新たに策定した。

カリキュラム・ポリシー （新カリキュラム） ※平成 30（2018）年度入学生から適用

日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身に付けた学生を育成します。

1）教養科目……映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。

2）基礎科目……演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。

3）専門基礎科目……各コースの基礎を学ぶとともに、専門科目で修得する知識や技術をさらに発展させるための力を身につける。

4）専門科目……各コースに分かれて専門性を究めるとともに、他のコースと合同で課題に取り組むことでチームワークの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上を図る。

5）4 年間の学びの集大成として、卒業制作に取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「映画制作の技術の実践的な体得」、「映像文化の歴史の理論的な理解」、「社会に貢献するための教養と人格」の形成を目的とするという教育方針を、「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の両方に明記している。また、すべての科目区分においてグループでの創作活動を課す科目を必修・選択必修としており、「他者とともに問題解決に臨む姿勢」を養う教育内容となっている。このように「カリキュラム・ポリシー」

と「ディプロマ・ポリシー」の一貫性は確保されており、育成する学生像に向けたカリキュラム編成がなされている。

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成と実施

平成 23（2011）年の開学時から、学修意欲や映画に関する興味等の面で学生の状況は変化している。また外国人留学生の増加に伴う環境の変化も進んでいる。こうした変化に対応するため、平成 27（2015）年度より「カリキュラム検討委員会」を組織し、「教務委員会」及び「FD 委員会」における課題の精査や論点整理をもとに、新カリキュラムの編成方針を検討してきた。平成 29（2017）年度から新カリキュラムへの移行に向けたカリキュラム変更を順次行い、平成 30（2018）年度入学生より新カリキュラムの運用を開始した。

新カリキュラムでは、「映画制作の技術の実践的な体得」と、「映像文化の歴史の理論的な理解」をより効果的に両立・融合することを目的として各科目区分の位置づけを見直し、上述の「カリキュラム・ポリシー」を新たに策定した。「教養科目」を大きく再編成したほか、「基礎科目」はすべて必修の演習科目とし、「専門基礎科目」を拡充して、各コースの基礎とともに専門的な学びを補うことのできる科目とした。また、「コース」より大きい「系」という枠組みを導入し、近接分野についての理解を深めるとともに段階的に専門的な学びに移行できるよう、コース選択の方法と時期を変更した。さらに、学生の変化に対応してコースの新設・廃止を行った。

旧カリキュラムでは 2 年次後期から「コース」に分かれていたが、新カリキュラムでは 2 年次前期にまず「演出系」、「技術系」、「文章系」の 3 つの「系」に分かれる。「技術系」に関してはこの時点で「撮影照明」、「録音」、「編集」コースのいずれかに所属が決まるが、それぞれの「専門科目」内で 3 コース合同の授業があり、近接分野について学びつつチームワークを深められる教育内容となっている。「演出系」は、3 年次から「ドキュメンタリー」、「身体表現・俳優」、「演出」のいずれか、「文章系」は「脚本」、「文芸」のいずれかに所属が決まるが、2 年次は「系」ごとに合同で授業を行う。「系」、「コース」ごとに定められた選択必修科目が「専門科目」である。

また、映画制作の技術を実践的に学ぶ演習科目と、映像文化の歴史を理論的に学ぶ講義科目の開講期間を明確に区分する「ターム制」を導入している。これは各期を 8 週ごとの 2 つのタームに区切り、演習科目と講義科目を交互に配置することで効果的な技術と知識の修得を促す時間割編成上の工夫であり、平成 30（2018）年度から全学年に適用している。

このように、旧カリキュラムの検証をふまえて設計された現行の新カリキュラムでは、カリキュラム・ポリシーに沿った学びの体系性が強化されている。

・シラバスの整備

全科目についてシラバスを整備し、大学ホームページで公開している。シラバスには「履修条件」、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業外学修」、「教科書・主要参考書」、「評価方法」、「教員への連絡方法」の項目を設けている。また巻末には実務経験

のある教員による授業科目の一覧を掲載している。

「FD 委員会」が「シラバス作成要領」を検討・作成し、各教員はこれに基づいてシラバスを作成する。提出されたシラバスは、学生支援部職員による 1 次点検、FD 委員長、教務委員長、学部長のいずれかによる 2 次点検を経て確定する。

令和元（2019）年度に「シラバス作成要領」を改訂し、「到達目標」と「評価方法」欄の記載を充実するよう改善した。また、「FD 委員会」主催によるシラバス改善のための FD 研修会を実施した。

・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫

「日本映画大学履修規程」において定められた基準に基づき、年度履修登録単位数の上限を全学年 46 単位に設定している。平成 28（2016）年度までは 50 単位であったが、単位制度の実質を保つという CAP 制の趣旨に鑑みて高い設定であることから、平成 28（2016）年度中に見直しを行い、全学年 46 単位に改め、「日本映画大学履修規程」を改訂した。現在の上限単位数は平成 29（2017）年 4 月より、平成 27（2015）年度以降に入学した者に適用している。また、学生個々の状況に応じて適切な履修を促すため、GPA の値によって上限単位数を増減する措置を講じている。

・新型コロナウイルス感染症への対応に伴うカリキュラムの変更

令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて後期の授業日程を変更した（9 月 20 日開始 1 月 29 日終了を、10 月 11 日開始 2 月 19 日終了に繰り下げ）。本学のカリキュラム・ポリシーに照らして、対面で積極的にコミュニケーションをとりながら他者と協働して作品制作を行うことが不可欠であり、遠隔授業では十分な教育効果が得られないと判断したためである。この措置により、年度終了時まで演習科目、講義科目ともに対面授業を実施することができた。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大が原因で海外から日本に入国できない状況の留学生（1 年生）に対しては、前期は遠隔授業により必修科目を実施した。対面で行わなければ十分な教育効果の得られない後期の必修科目については、入国後に彼らだけを対象とした特別授業を開講するよう準備し、2 年次に 1 年次の科目を履修できる措置も講じて進級に支障がないよう配慮したが、年度内に入国がかなわなかったため、結果的に全員原級留置となった。

3-2-④　教養教育の実施

本学の「教養科目」は、「カリキュラム・ポリシー」に掲げるとおり、映画や映像文化のみならず広く社会一般を洞察する力を養うために設置されている。

平成 30（2018）年度入学生から適用された新カリキュラムでは、「教養科目」を再編成し、「基幹」、「映画史」、「映画文化」、「文学・芸術」、「歴史・社会科学」、「コミュニケーション」の各科目群に分類した。専門コースに入ってからの学修効果を高めるため、映画史及び映画文化に関する科目を拡充したこと、各科目の到達目標と難易度を明確にして配当年次を固定したことが大きな変更点である。これにより、カリキュラムの順次性と体系性が強化されたと考えている。

「基幹」群は必修の初年次教育科目である。「スタートアップ演習」（4 単位)、「人間総合研究」（8 単位）の 2 科目で構成され、1 年次前期に配当されている。「人間総合研究」は本学の教育理念を象徴する科目であり、映画を学ぶ上での第一歩となる総合的な演習授業である。写真と音声素材でドキュメンタリー作品を制作するグループ・ワークを通して、人間と社会を洞察する力とチームワークを身につける。

教養教育を担当する組織は設けていないが、講義科目を担当する教員を中心に教養教育のあり方について議論・検討する場を設けている。そこで出された教養科目編成案を「カリキュラム検討委員会」及び「教務委員会」において審議し、教養科目群の教育内容を決定している。

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・アクティブ・ラーニング等、授業内容・教授方法の工夫

本学のカリキュラムの中心にある映画制作の演習科目は、グループでの創作活動を長期間にわたって行い最終的な作品発表まで到達するという、学生の主体的な学修を促す授業である。上述した初年次教育の「人間総合研究」から 4 年次の「卒業制作」まで、実践的な学修を繰り返すことで、知識と技術、コミュニケーション力を総合的に身につけることができるよう工夫している。また、講義型の科目においても、ディスカッションやプレゼンテーション、フィールドワークなど、グループで行うアクティブ・ラーニングを広く採り入れている。

・外国人留学生のための教授方法の工夫

外国人留学生への教授方法の改善を促進するため、平成 30（2018）年度より、「留学生支援部門」の担当教員が授業参観を行い、教員に対して個別に助言を行う取り組みを始めた。「国際交流センター」内に設置された「留学生支援部門」は、教員からの個別相談にも応じており、留学生特有の問題への理解の促進と教授方法の改善に成果を上げている。また、平成 30（2018）年度より「留学生支援部門」の担当教員が運営する「日本語サポートデスク」を開設し、外国人留学生の日本語力の向上と授業理解を支援する取り組みもあわせて行っている。外国人留学生のための教授方法の開発、改善の取り組みを強化するため、令和 3（2021）年度から「留学生支援部門」の「日本語サポート」担当教員を 1 名増員した。

・教授方法の改善を進めるための組織体制の整備・運用

複数の教員が担当する演習科目については、関係する教員の会議で教育方法の検証及び改善方策を検討している。会議にはコース担当の学生支援部職員も参加して情報を共有するとともに、効果的な教育支援体制を検討している。こうした個々の授業科目についての検証や問題提起を受けて「教務委員会」ではカリキュラム全体の最適化について議論し、改善を図っている。「FD 委員会」では「学生授業アンケート調査」や「教員相互の授業参観」の実施と結果の教員へのフィードバックを通して、教授方法の改善を図っている。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

・カリキュラムの検証

令和 3（2021）年度は、平成 30（2018）年度から開始した新カリキュラムの完成年次にあたる。この間、1 年次、各コース、各科目の担当教員から意見を聴取し、「教務委員会」を中心に新カリキュラム編成の適切性について検討する中で、留学生の日本語能力の向上と、本学での学びにうまく適応できない学生への対応が課題であることが明らかになった。こうした検討結果を受けて、さらに教養教育の見直しを図ることとした。令和 3（2021）年後期、講義科目を担当する教員を中心に「教養部会」を設け、教養科目の改善策を検討、「教務委員会」、「教授会」での審議を経てこれが承認され、令和 4（2022）年度入学者から新たに新カリキュラムを適用することが決定した。主な改善点は、初年次教育科目の拡充である。現行の教養科目基幹群の必修科目「スタートアップ演習」（1 年前期・4 単位）を、「ベーシック・スキル 1」、「ベーシック・スキル 2」（1 年前期・各 2 単位）、「ベーシック・スキル 3」（2 年後期・2 単位）の 3 科目に増やすことによって、本学での学修に適応するための基礎学力を養うことを目的としている。

なお、新型コロナウイルス感染拡大への対応により変更した授業日程は、令和 4（2022）年度には通常の形に戻す予定である。

・授業内容・教授方法の改善

アクティブ・ラーニング型の授業の運用を効果的に行うための授業管理体制についてはまだ改善の余地がある。特に、貢献度の低い学生や修学意欲が低く欠席の多い学生への動機づけと、熱心な学生をさらに伸ばすための対策が課題である。「学生支援部」の職員と担当教員が緊密に連携して学生個々の生活環境や修学状況を把握し、意欲に格差のあるグループに対する授業運営を改善する取組みをより徹底させる。

「FD 委員会」では、「学生授業アンケート調査」や「教員相互の授業参観」の結果を検証し、教授方法のさらなる改善方策の検討を進める。

・成績評価の厳格化とシラバスの見直し

授業科目の教育課程内の位置づけや水準の明確化、到達目標と成績評価の方法・基準の関係の明確化を主な課題として、「FD 委員会」、「教務委員会」を中心に、「アセスメント・ポリシー」の策定や科目ナンバリングの導入など、具体的な改善方法を引き続き検討する。シラバスの項目や表記方法の見直しについてもあわせて検討する。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

(2) 3−3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・三つのポリシーを踏まえた学修成果の明示

令和元（2019）年度、「学科会議」における議論を経て、本学において養成する能力「映画力」の再定義を行い、三つのポリシーを踏まえ「映画を創る力」、「映画を見せる力」、「映画を論じる力」の三要素から構成されるものと規定した。これを学生に配布する共通テキスト「日本映画大学 実習の手引き」に掲載し、学生へ周知している。また、平成 24（2012）年度から全科目について前期・後期に実施している「学生授業アンケート調査」に、平成 27（2015）年度から「この授業はあなたにとって“映画力”が身につくものでしたか」という項目を設け、それぞれの授業科目と本学で養成する能力や到達目標との関連が意識されるよう改善した。

・各種調査の実施状況

学生の学修状況の把握に関しては、「企画戦略室」が「学修状況実態・行動調査（学修行動及び学修成果の把握）」を実施している。調査結果は教授会で報告の上、ホームページで公開している。

学生の意識調査に関しては、「FD 委員会」が毎年 3 月に「学生満足度調査」を卒業生対象に実施している。調査結果は全学生・教職員が閲覧できるように附属図書館で公開し、ホームページには総括を公開している。

「FD 委員会」が実施してきた対面による「学生ヒアリング」調査は、新型コロナウイルス感染拡大状況下における授業以外での学生の集合機会を減ずる意図から、令和 2（2020）年度に続き、令和 3（2021）年度も実施を見合わせた。

新型コロナウイルス感染予防対策のため対面授業とオンライン授業を併用した令和 2（2020）年度には、「FD 委員会」が、「学生ヒアリング調査」に代えて「オンライン授業実施に関する学生調査」を Web で実施した。集計結果及び学生からの意見は「教授会」で報告され、対面、オンラインそれぞれの利点と欠点、教育効果、適切な授業形態について検討を行った。これを踏まえ、令和 3（2021）年度はやむを得ない場合を除き、全科目を対面で実施することとした。

就職状況の調査に関しては、「キャリアサポートセンター」が中心となって各種調査を行っている。3・4 年次生に対し、授業科目「インターンシップ」と連動する形で希望する就業先やインターンシップ先を調査する「インターンシップ・アンケート」、3 年次生に対し、進路の方向性を把握するための「進路調査」アンケートおよび個別面談の実施、卒業式には卒業生を対象に、「卒業生の卒業後の進路現況報告」調査を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「学生授業アンケート調査」の結果は担当教員にフィードバックされる。「FD 委員会」では全体の調査結果を確認・検討し、FD 委員長は全科目の調査結果を確認の上、必要に応じて担当教員と個別に面談するなどして授業改善を促している。平成 27（2015）年度後期から調査票に自由記述欄を設け、学生の具体的な要望や授業改善のためのアイデ

アを聴取できるよう改善した。担当教員には自由記述に対してコメントをフィードバックするよう求め、コメントは公開される集計結果表に記載されるようにした。また、集計結果表に肯定回答率グラフを設けることで、各科目の結果が全体平均と比較してどのくらいの位置にあるのかを担当教員が把握できるようにした。このように、「学生授業アンケート調査」の結果を授業内容や指導方法の改善に結びつけるための取り組みを行っている。なお、授業アンケート集計結果はすべてファイリングし、全学生・教職員が閲覧できるように平成 27（2015）年 3 月から附属図書館で公開している。

また、FD 委員を中心とした「教員相互の授業参観」を実施し、教員同士が授業内容や指導方法についてアドバイスしあえる環境を作っている。授業参観者が作成した報告書は「FD 委員会」での確認を経て担当教員にフィードバックし、授業改善を促している。

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

「学生授業アンケート調査」、「教員相互の授業参観」は引き続き実施し、さらなる授業改善を図る。

また、非常勤教員を含む複数教員で行う演習型授業について、教員どうしの事前打合せと事後の振り返りを徹底することにより、指導方針および成績評価基準の平準化を図る。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3（2021）年度は開催しなかった「FD 研修会」を令和 4（2022）年度は再開する。

「学生ヒアリング調査」も再開し、各種学内調査と合わせ近年の学生の変容に対応するための基礎とする。

［基準 3 の自己評価］

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。教育課程をカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、充実した教養教育も実施している。平成 27（2015）年度から進めてきたカリキュラム編成に係る課題の検討を踏まえ、平成 30（2018）年度より新カリキュラムの運用を開始し、カリキュラムの順次性と体系性を強化している。授業内容については演習科目、講義科目いずれにおいても学生の主体的な学修を促す工夫をしている。教授方法の改善のための検討は「FD 委員会」及び「教務委員会」で行っており、シラバスの改善も進めている。また、教育効果を高めるために時間割編成上の工夫をするほか、単位制度の実質を保つために「履修登録上限単位数」を適切に設定している。

学修成果の点検・評価については、「企画戦略室」、「FD 委員会」、「キャリアサポートセンター」を中心に、学生の学修状況や就職状況、意識調査などを実施し、学修成果の点検・評価を行っている。

さらに、これらの調査結果を「教授会」等に報告し、教育内容・方法及び学修指導の改善に資するため、フィードバックしている。

以上のことから、基準 3 の要件は満たされているものと評価できる。

基準 4. 教員・職員

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

(2) 4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長を学部長、学科長及び事務局長が補佐機能を果たすことにより業務の意思決定と執行が円滑に行われてきたが、平成 27（2015）年 6 月から「企画戦略室」を設置することで強化を図り、学長が適切なリーダーシップを発揮するための体制を整備した。平成 28（2016）年 6 月からは、「企画戦略室」を学長直轄の組織として位置付け、学長の補佐体制のさらなる充実を図った。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教育研究に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。「教授会」は「学則」及び「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき設置・運営されており、原則、月 1 回開催され、教学面の重要事項について協議している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「日本映画大学映画学部教授会委員会規程」に基づき、各種委員会において検討や意見の調整が行われ、検討結果は「教授会」に報告され、必要に応じて審議されている。各委員会には職員も委員として参画し又は陪席して、教職協働で大学を運営する体制を確立している。このように権限と責任は明確になっている。

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は単科大学であり、教育・研究に関する意思決定は、学長出席のもとによる「教授会」において審議等がなされており、適切に機能している。

今後、大学改革がますます進展していく中にあって、さらに学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えるため学長の補佐体制の一層の充実を図り、意思決定が適切に行われるよう体制を強化していく。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② ＦＤ（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の専任教員数は 20 人で、「大学設置基準」が定める数を満たしている。

また、創作系教員と理論系教員の人数構成は、ほぼ半々で年齢構成もバランスよく確保されている。

本学では、1 年次はクラス制（1 クラス約 20 人、1 学年 4～6 クラス）をとっており、1 クラスにつき 2 人の教員を配置している。

専任教員以外がクラス担任を務める場合もある。それは、1 年次の主要科目「人間総合研究」、「映画制作基礎演習」及び「長編シナリオ演習Ⅰ（200 枚シナリオ）」といった必修科目の授業の指導に当たるために、本学での指導歴が豊富な演出や脚本の専門家にクラス担任を依頼しているためである。このことは、直接接している個々の学生への適切な指導、助言や具体的な添削等が速やかに可能となるための措置であり、学生生活全般にわたって新入生の悩みや進路等の相談に対しても、対処・対応していけるよう取り組んでいる。

教員の採用及び昇任は、「日本映画大学教育職員選考規程」に基づき選考、決定し、適切な人材配置と教員数の確保に努めている。

4-2-② ＦＤ（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員評価に関しては、平成 24（2012）年度から、履修登録学生による当該授業科目に対する「学生授業アンケート調査」を最終授業時に実施し、担当教員に結果をフィードバックしているが、アンケート結果としては概ね良好であり、今後とも「FD 委員会」の課題としている。

また、平成 27（2015）年度に「教員活動評価実施要項」を定め、各教員の教育活動について自主的に点検することにより、教育内容等の改善充実に努めることとした。

教員と事務職員の資質・能力向上 FD・SD への取組みに関しては、教員については、「FD 委員会」主催による研修会や情報提供の他、全国規模の研修会に、教員や関連する部署の事務職員を出席・参加させて研鑽を積ませており、同時に他大学の動向や情報収集もさせるなどして、教職員の資質・能力向上を図り、本学組織の改善にも役立てている。

(3) 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

現行のクラス担任制は、開学 11 年を経過してかなり定着してきた。小規模大学の特色である少人数教育を、さらに充実した教育内容と教育指導を発揮できるよう、様々な工夫・改善を図っていく。

教員評価に関しては、「学生授業アンケート調査」の結果の他、開学前後からの業績一覧、各種委員会をはじめとする大学運営や社会・地域に対する貢献度など、教員活動評価を通じ総合的な観点から評価を充実させる。

4－3. 職員の研修

4-3-① ＳＤ（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① ＳＤ（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のための取り組みに関しては、「日本私立大学協会」等の所属団体で実施する研修会や協議会等へ積極的に参加し、他大学との情報交換も含め自己研鑽に努めている。また、その他の外部機関が主催する研修会や講演会などにも参加させ、知識・能力の向上を図っている。

「日本映画大学における職員研修実施要項」に則り、定期的に「SD 研修会」を開催し、計画的、効果的かつ継続的に職員の資質・能力向上の取り組みを行っている。

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上についての取り組みとして、学内における SD 研修会をさらに充実させるために、ＳＤ研修会参加者に研修会で取り上げて欲しいテーマ、内容についてアンケートを行い、より良い研修会の開催に努める。また、学外での様々な研修会等に積極的に参加させることなど、研修機会の拡充強化を図る。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4－4 の自己判定

基準項目 4－4 を満たしている。

(2) 4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究目的を達成するための資源として、全専任教員に研究費が支給されている。

さらに、研究目的を達成するための施設として、白山校舎と新百合ヶ丘校舎に分かれて、全専任教員分の研究スペースが分配されている。

平成 26（2014）年度、「研究推進委員会」は、研究活動活性化のための評価体制の整備に向けて、専任教員の研究業績調査を行った。平成 27（2015）年度以降は、大学ウェブサイト等を活用して研究成果を対外的に発信している。

平成 28（2016）年度、映画・映像に関する教育・研究実績等が評価されたことにより、「日本映像学会第 42 回全国大会」を主催校として開催した。

教育・研究の成果を発表する紀要・機関誌の出版に関する活動としては、「日本映画大学紀要」を発行しており、これまでに第 1 号を平成 27（2015）年 3 月に、第 2 号を平成 29（2017）年 8 月に、第 3 号を令和 4（2022）年 3 月に刊行した。また、研究成果のオープンアクセスへの取組みとして、令和 3（2021）年 4 月に機関リポジトリ「日本映画大学アカデミックコレクション」を開設した。

その他、教育・創作・国際交流等の成果を、学内外に広く紹介することを目的とした機関誌「日本映画大学だ！」を発行している。これは本学の前身である日本映画学校から続く取組みであり、教員の指導の下、学生が主体となって編集活動を行っている。

競争的資金の獲得については、開学翌年度より継続して採択されており、「研究推進委員会」の支援が成果を上げている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「日本映画大学研究行動規範」を定め、研究活動に対する基本方針を示すとともに、「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「公的研究費の管理・運営に関する規程」を整備し、研究活動に係わる不正行為等の防止に取り組んでいる。

また、平成 29（2017）年度には日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を導入し、おもに競争的資金獲得者を対象とした研究倫理教育を実施している。

支給された研究費については、「日本映画大学における個人研究費取扱要領」に基づいて適切に執行されている。

紀要掲載論文の真正性については、外部研究者を含めた論文査読を行っており、不正行為を防止する体制がとられている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

競争的資金の獲得状況は以下の表のとおりとなっている。

年度	新規採択	継続採択	交付額 （直接経費・間接経費の合計）
平成 24（2012）年度	1 件、1 人	―	1,560,000 円
平成 25（2013）年度	2 件、2 人	2 件、2 人	8,224,000 円
平成 26（2014）年度	1 件、1 人	2 件、2 人	3,380,000 円
平成 27（2015）年度	2 件、9 人	1 件、1 人	7,130,000 円

平成 28（2016）年度	―	2 件、8 人	4,290,000 円
平成 29（2017）年度	3 件、3 人	4 件、6 人	5,291,000 円
平成 30（2018）年度	3 件、2 人	3 件、7 人	5,726,500 円
令和元（2019）年度	1 件、1 人	5 件、3 人	5,031,000 円
令和 2（2020）年度	1 件、1 人	6 件、4 人	5,323,500 円
令和 3（2021）年度	1 件、1 人	6 件、4 人	2,268,000 円

※ 「継続採択」には他機関からの異動分を含む。

※ 研究代表者及び研究分担者として採択されたもの。

科学研究費獲得に伴い配分される間接経費については、平成 29（2017）年度は全専任教員及び特任教員向けの研究用 PC を更新するなど、研究環境の整備に役立てている。

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

研究室ないし研究スペース等、研究環境の向上の質的向上のため、平成 27（2015）年度においては、「総務委員会」と関連委員会との協議の上、研究室等施設開室時間の延長の可能性について検討した。引き続き、教員の要望等を踏まえながら、研究環境の整備を行っていく。

「日本映画大学紀要」については、外部研究者による査読論文の実施等、盗用、改ざん等を防止するための取組みを引き続き行っていくとともに、今後の研究及び創作の発表の場としての更なる充実を図る。

競争的外部資金獲得については、今後も重点的支援活動、資料費・研修費等の援助及び研究活動を活性化するための評価体制の整備を行っていく。

将来的に、本学の研究活動が東アジアの映画研究の一拠点となりうるよう、学内の創作系と理論系の学際的な知の融合、国内外の研究者との共同研究を奨励していく。

［基準 4 の自己評価］

教育研究に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとすることで、学長の適切なリーダーシップが確立され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。また、職員の配置と役割についても明確になっており、適切に機能している。

教育目的及び教育課程に即した教員の採用･昇任等による教員の確保と配置については、大学設置基準に定められた専任教員数を満たしており、適切に行われている。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善と工夫・開発については、「FD 委員会」の他に「教務委員会」「カリキュラム検討委員会」においても、改善のための工夫と開発が常に検討されている。

さらに、SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みも学内で「SD 研修会」を実施し、学外で開催される SD に関する研修会にも積極的に職員を参加させることで、職員の資質・能力向上に役立てている。

研究支援については、研究費の適切な分配と、研究目的を達成するための全専任教員分の研究室が整備されている。また、大学ウェブサイト等を活用して研究成果を対外的に発

信している。

研究倫理については諸規則を整備しているほか、研究不正が発生しないための教育等を継続して行っている。

教育・研究の成果を発表する紀要・機関誌の出版に関する活動としては、「日本映画大学紀要」及び「日本映画大学だ！」を発行するなど、教育・研究の成果を内外に周知する取組みを行っている。

競争的資金の獲得については、毎年度、新規の採択が継続している等、研究推進委員会の支援が成果を上げている。

以上のことから基準 4 ついては、基準を満たしているものと評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

(2) 5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園の経営に関することは、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し、「学校法人神奈川映像学園寄附行為（以下、寄附行為）」及び「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規定」に基づき適切に行われている。理事会及び評議員会の運営は、寄附行為に基づき適切に行われ、また、「学校法人神奈川映像学園就業規則」のほか、「学校法人神奈川映像学園組織規程」及び「学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程」を整備し、全教職員がこれら規程等を遵守し組織として秩序を保ち職務を行っている。

本学園が公共性の高い法人として社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現するため、「学校法人神奈川映像学園情報公開規程」を整備するとともに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育研究活動等の情報及び財務情報はホームページを通じて適切に公表している。

以上のようなことから、本学園の経営の規律と誠実性は維持されている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の常勤理事会では、毎年行う自己点検・評価の結果等を踏まえ、各年度の事業計画書等を策定し、評議員会の意見を聴いて理事会において審議決定している。会計年度終了後には、事業報告及び決算について理事会にて承認決定し、評議員会に報告し意見を求めている。寄附行為に基づいた運営を行うとともに、使命・目的の実現を着実に進める体制を整えている。

また、概ね月１回定期的に開催される常勤理事会において、当該年度の事業計画の進捗状況を確認しながら、常時の懸案事項等について審議・検討を行い、使命・目的の実現に向けた努力が継続的になされている。

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関することは、白山校舎に多数の樹木を保存しており、人員を配して維持管理に努めている。また、毎年夏場には温暖化対策として、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に「グリーンカーテン」（ツルレイシ育成）を設置し、環境にも配慮している。その他、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎においてゴミの分別の推進も図り、脱炭素化社会への取り組みを進めている。

人権への配慮については、法令に沿って「学校法人神奈川映像学園就業規則・服務規程」で確固たるものとしている。また、「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、ハラスメントの防止に努めている。

個人情報の取扱いについては、「学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程」及び「学校法人神奈川映像学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備し適切に対応している。

安全への配慮に関しては、本学の体育館とグラウンドと校舎の一部は川崎市の指定避難場所として有事の際には開放することとしており、学生や教職員も避難することができる。また、17 時以降、警備会社による校舎及び校舎周辺の警備を行い防犯体制について万全を図っている。

これらのことを更に推進するために、令和３（2021）年に川崎市の「かわさき SDGs パートナー」に登録になった。

(3) 5－1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、大学開学以降特段の問題もなく維持されている。今後も法令及び学内規程等を遵守し、使命・目的の実現のための取り組みを着実に進めていく。
また、環境保全、人権、安全への配慮については、学内規程及び関係法令等を遵守し、適切な取り組みの体制を構築していく。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

(2) 5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の理事会は、理事の選任、諸規程の改廃、予算、決算など、法人全体の重要事項の審議・決定を行っている。また、戦略的意思決定ができる体制として、原則月１回開催している常勤理事会では、常務の重要事項の審議・決定を行い理事会へ報告してい

る。

理事定数は寄附行為により 8 人と定められており、選任区分は、第 1 号理事「学長」第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人」となっていて、私立学校法に則り適切に選任している。

令和 3（2021）年度中に 2 回開催された理事会の出席状況は 100％（委任状出席含む）であり、適切な出席状況のもと意思決定が行われている。

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

収容定員が未充足など、大学を取り巻く経営環境が厳しい中、常勤理事会において迅速かつ適確な情報の収集及び分析が求められる。理事会が使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定をするために、入学者確保に関する情報や経営改善に関する情報等の収集・分析を強化していく。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の常勤理事会には、理事長、理事として学長、学部長及び事務局長等が出席し、常務の重要事項の審議・決定を行っている。常勤理事会にて行われた意思決定については、その後の教授会や事務局の部課長会議で報告され、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われており、全学的に情報の共有が図られている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は、寄附行為の規定に基づきこの法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任することとなっており、適切な手続きを経て非常勤監事 2 人が選任されている。

監事は、担当者からの報告及び決算概要等の聴取を行い、運営状況並びに財務状況を確認している。令和 3（2021）年度に開催した理事会及び評議員会には毎回 2 人が出席し、学校法人の業務等の状況について意見を述べている。また、監事は、毎月行われる常勤理事会に可能な限り出席し、理事の業務執行状況の監査を行っている。

評議員の定数は 17 人であり、選任区分は寄附行為により、第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 9 人」、

第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人」と規定されており、規定のとおり適切に選任している。令和 3（2021）年度中に 2 回開催された評議員会の出席状況は 96.9%（委任状出席含む）であり、適切な出席状況のもと運営が行われている。

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との連携は適切に行われている。しかしながら、大学を取り巻く環境の厳しさなどを踏まえ、管理運営体制の適宜見直しを行っていくとともに、管理部門と教学部門との間のコミュニケーションにより透明性を高めるため、教職協働体制の一層の充実を図り、意思決定を円滑に行う体制としていく。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 3（2021）年 5 月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画」の中に財務内容の改善に関する目標が掲げられおり、この日本映画大学中期目標・中期計画に沿って各年度の事業計画及び予算を策定している。

本学園は、中期目標・中期計画を基に事業計画及び予算の編成を行い適切な財務運営を確立している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の収容定員に対する在学者数は、令和 2（2020）年以来のコロナ禍により特に留学生入学者の減少に見舞われ未充足の状況であるが、減少を最小限に食い止める努力の結果、収容定員に対する充足率は 85%を上回っている。これにより収入の中で最大の比重を占める学生生徒等納付金収入は増収の傾向である。一方、支出は学生数の増加及び教育機器備品の更新等により増加の傾向にある。令和 2（2020）年度の基本金組入前当年度収支差額は 687 万円の収入超過であったが、令和 3（2021）年度の基本金組入前当年度収支差額は 1152 万円の収入超過であった。今後において入学者定員を確保し学生生徒等納付金収入が安定することで収支のバランスを確保することを予算編成方針に盛り込んでいる。

貸借対照表関係比率では、令和 3（2021）年度の「総負債比率」は 18.8%、「流動比率」は 268.2%と健全な数値となっており、借入金のない安定した運営を行っている。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度の入学者数においては入学定員を充足しておらず、また、収容定員おいても未充足の中、引き続き予算管理の徹底や入学定員の確保、外部資金の獲得など、収支のバランスを考慮した運営に努めていく。

また、令和 3（2021）年 5 月に改訂した「日本映画大学中期目標・中期計画」に基づき、各年度の事業計画及び予算を策定して、財務運営の適正化を図っていく。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学における会計処理は、私立学校振興助成法、学校法人会計基準及び学校法人神奈川映像学園経理規程を遵守し、適正に実施されている。

また、会計処理上の疑問などは、公認会計士や税理士などに問い合わせ、指導・助言を受け適切な会計処理に努めている。

なお、財務情報の公表については、「学校法人神奈川映像学園情報公開規程」の規定により、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等を備え置き、閲覧に備えており、さらに、大学ホームページでも公表している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、監査法人により会計帳簿書類及び計算書類などの確認・照合を行っている。監事は担当者からの報告及び決算概要等の聴取により監査を実施していて、理事会・評議員会に出席し意見を述べている。会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されている。

（3）5－5 の改善・向上方策（将来計画）

現在の適正な会計処理を維持し、引き続き遺漏のないよう適切に対応していく。会計監査の体制に関しては、監査法人、監事及び内部監査室との連携を強化し、体制整備の向上を図る。

［基準 5 の自己評価］

経営の規律と誠実性について、学内規程及び関係法令等を遵守し、使命・目的の実現のための取り組みが着実に進められている。

理事会の機能については、理事の選任、予算、決算など、法人全体の重要事項の審議・決定など寄附行為及び私立学校法に則り適切に機能している。

管理運営については、常務の需要事項の審議・決定を行っている常勤理事会をはじめ、各部門間のコミュニケーションの円滑化により全学的に情報の共有が図られており、連携が適切に行われている。

財務については、中期目標・中期計画を基に事業計画及び予算の編成を行い適切な運営を確立している。

会計については、監査法人、監事及び内部監査室の監査により適切な処理が行われている。

以上のことから基準 5 ついては、基準を満たしているものと評価できる。

基準 6. 内部質保証

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

(2) 6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では学則第２条において、人材養成に関する目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うと定め、毎年度自己点検・評価活動に全学的に取り組んでいる。内部質保証のための組織体制については、日本映画大学自己点検・評価規程（以下、自己点検・評価規程）において、自己点検・評価を実施するための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置することを定めている。自己点検・評価委員会の構成委員は、自己点検・評価規程の第３条で定められており、委員長を学部長とし、学科長及び各種委員会の委員長が所属しており、これらの教員に加え、事務局長のほか関係職員が所属している。これらの責任体制のもと教職協働によって自己点検・評価活動を推進している。

(3) 6－1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置し、所属委員が中心となって実効性のある自己点検・評価を教職協働により実施・推進している。教職協働により自己点検・評価を実施していることから、自己点検・評価の結果、改善・向上方策に係る取り組みの実施も円滑に行われる環境が整っている。それぞれの教職員がこれまで以上の共通理解をもって取り組みが実施できるよう推進していく。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

(2) 6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は自己点検・評価規程に基づき、毎年度自己点検・評価を実施している。作成された自己点検・評価書は、常勤理事会や教授会で報告された後、本学ホームページへ掲載することで社会への公表を行っている。内部質保証の取り組みとしては、ＦＤ委員会や企画戦略室が学生に対して実施する「学生授業アンケート」や「学修状況実態・行動調査」の集計・分析結果について教授会を通じて教員に報告され、授業改善に役立てている。このように毎年度の取り組みを通じて PDCA サイクルを構築し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育に関する情報の調査・収集・分析は企画戦略室と FD 委員会とで担っている。企画戦略室は、平成 27（2015）年度から「学修状況実態・行動調査」を実施し、ＦＤ委員会は、平成 24（2012）年度から「学生授業アンケート調査」、平成 26（2014）年度から「学生満足度調査」を実施している。「学修状況実態・行動調査」の調査分析については、企画戦略室と FD 委員会との合同検討会議で行った。これらの分析結果について教授会を通じて共有し、教育改善の取り組みを行っている。

(3) 6－2 の改善・向上方策（将来計画）

FD 委員会や企画戦略室で実施している各種調査の集計・分析を継続して行い、自主的・自律的な自己点検・評価のより一層の進展を図る。IR の活用に関しては、これまでの調査・分析に加えて本学に蓄積・保有されている別のデータも活用し、内部質保証の取り組みの充実を図っていく。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6－3 の自己判定

基準項目 6－3 を満たしている。

(2) 6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

毎年度の自己点検・評価は、委員長を学部長とし、学科長及び各種委員会の委員長並

びに事務局長のほか関係職員が自己点検・評価委員会の構成委員となり、教職協働によって自己点検・評価活動を推進している。大学全体で自己点検・評価の結果を共有し、三つのポリシーを常に念頭に置きながらＩＲ活動などの改善・向上方策に係る取り組みの実施を通じて教育研究活動の充実を図っている。

平成 28（2016）年度の認証評価結果の「改善を要する点」における指摘事項に対し、平成 29（2017）年度に入学定員を変更したほか、留学生の受け入れなどの対策を行うなど、改善を図る取り組みが出来ている。令和 3（2021）年 5 月に策定した日本映画大学中期目標・中期計画（2021 年度～2025 年度）にも、入学定員の充足につながる目標を掲げ改善を図っている。

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）

毎年度の自己点検・評価を通じて大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立しており、内部質保証の機能性についての取り組みも行われている。これまでの自己点検・評価の結果も踏まえて中期目標・中期計画を策定しており、これらの仕組みを活用して更なる大学運営の改善を図っていく。

［基準 6 の自己評価］

内部質保証のための恒常的な組織体制として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価規程等に基づき、自己点検・評価委員を中心に教職協働によって自己点検・評価活動を実施している。これにより、教育研究活動等の改善・向上方策に係る取り組みは適切に機能している。

毎年度の自己点検・評価の結果は、常勤理事会や教授会で報告され大学全体で共有し、改善が必要と認められるものについて、改善に努めている。このように自己点検・評価委員会を中心に内部質保証が推進され、自己点検・評価を通じて PDCA サイクルの仕組みが確立しており、内部質保証の組織体制は有効に機能している。

以上のことから基準 6 ついては、基準を満たしているものと評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会との連携

A－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

・大学施設の開放

本学は開学以来、川崎市との協定により白山キャンパスは、大学の授業や催しに差し支えない範囲で、地域住民への体育館とグラウンドの開放を行っている。平日は、体育館を社会人のスポーツチームを対象に 17 時から 20 時まで開放し、土曜日、日曜日及び祝日には、グラウンドを少年野球、少年サッカーチームへ開放している。

また、体育館、グラウンド及び校舎の一部は、地域の広域避難所に指定され、有事の際には施設提供することになっている。

さらに、白山校舎は旧川崎市立白山小学校の跡地にあることから、白山地域の歴史ある夏季イベント「白山納涼祭」にグラウンドを開放し、学生及び職員が参加協力することで、地域連携の強化を図っている。

これらの開放や交流は、川崎市と「一般社団法人白山まちづくり協議会（以下、まちづくり協議会)」との連携により、開学以来継続されてきた。平成 28（2016）年 7 月には、「まちづくり協議会」と「包括的連携協定」を締結することで、連携をより一層確かなものにすることができた。

また、本学が作成した「自己点検・評価報告書」に関しても、「まちづくり協議会」に意見を求めることで、本学の自己点検評価結果を客観的に検証する一助としている。

なお、このように評価内容に意見を求めるにいたった要因は、「まちづくり協議会」の構成員が、多様な経験に基づく優れた見識と実績を有する人材から構成されていることによる。

令和 2～3（2020～2021）年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、これらの開放や交流が中止・制限される事態となったが、「まちづくり協議会」との連絡は定期的に継続しており、感染の収束後に一層の地域連携を図りたいと考える。

・公開講座、リフレッシュ講座など

本学では、大学開学前から地元の川崎市麻生区役所「こども支援室」との連携事業を進めてきたが、平成 29（2017）年 8 月には麻生区役所「地域みまもり支援センター（こども支援室改め)」と「イオンシネマ新百合ヶ丘」との共催事業として通算 6 回目となる

「こども映画大学」を実施した。本プログラムは、アクティブ・ラーニングの一環としても活用し、3、4 年生専門科目の「シネリテラシー演習」と連動した形で実施されている。

平成 29（2017）年度は、抽選で選ばれた麻生区内の小学 4 年～6 年生 40 人が参加し、「シネリテラシー演習」の履修生とともに、シナリオ作りから、スタッフ編成、撮影、編集までを行い、3 日間で 4 作品を制作し、最終日には、参加者と保護者を「イオンシネマ新百合ヶ丘」の 3 番スクリーンに招待して「作品上映会」を行った。

平成 28（2016）年 5 月から 7 月及び 10 月から 12 月の期間には、前年度に引き続き、本学と「株式会社 映画 24 区」との主催・運営による産学連携の講座として、50 歳からはじめる俳優体験「俳優大学」を実施し、平成 28（2016）年 6 月には、本学教員による公開講座「司馬遼太郎における『地図』の文学化」と題して、地域住民を対象に開講し、平成 29（2017）年 2 月には藤原帰一氏（東京大学大学院教授・政治学者）を招聘して、公開講座「スミスからトランプまで映画のなかのアメリカ政治」と題して、同じく地域住民を対象に開講した。平成 30（2018）年 2 月には、本学園の OG（Old Girl）で映画監督・小説家のふくだももこ氏を招聘し、映画上映と講演からなる通算 3 回目の「公開講座」を実施した。

このように教育機関として、地域貢献を目的としたワークショップ、公開講座の実施のほか、毎年 10 月開催の地域の映画祭「KAWASAKI しんゆり映画祭」との提携、具体的には学生・教職員を含めての人的・物的支援も継続して行っている。

また、毎年 4 月末からのゴールデンウィークに開催される地域の芸術祭「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」に参加し、平成 28（2016）年 4 月に「無声映画と音楽の午後」を昭和音楽大学と共催した。

さらに、芸術祭においては、本学教員の作品を地域に広く知ってもらうというコンセプトのもと、川崎市アートセンターにて「日本映画大学シネマ列伝」と題した特集上映会をシリーズとして毎年実施し（2019 年 4 月の芸術祭で第 6 回を実施）、本学教員 3 名の作品上映とともに、講演も併催した。

その他の地域イベントへの参加としては、平成 28（2016）年 10 月に、新百合ケ丘地域の「しんゆりマルシェ 2016」において、卒業生が制作に携わった劇場公開作品の「ポスター展」を開催した。

令和 2～3（2020～2021）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域と連携した講座や催事の多くが中止・制限される事態となったが、「KAWASAKI しんゆり映画祭 2021」との共催、「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）2021」での本学学生企画上映会「映画と手紙」の主催などは、劇場でのリアル開催が実現できた。また、「こども映画大学」については、コロナ下でのリアル開催を避けることとし、映画制作のノウハウを子どもたちに向けて平易に指導する教育的な映像作品を作成することで代替活動とした。以上、感染の収束後に一層の発展を図りたいと考える。

・卒業制作の地域での披露上映会

平成 30（2018）年 2 月には、第 4 期生の卒業制作 4 本の披露上映会を「イオンシネ

マ新百合ケ丘」で実施し、学生や保護者、大学関係者のみならず、多くの地域住民が来場して好評を博した。

平成 31（2019）年 2 月には第 5 期生の卒業制作 5 本、令和 2（2020）年 2 月には第 6 期生の卒業制作 4 本の披露上映会を同様に行った。

令和 3（2021）年 2 月には第 7 期生の卒業制作 6 本の披露上映会を同館にて行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行を考慮して無観客とし、学生・関係者のみの参加とした。作品は DVD にして学生や保護者等に配布した。

・映画・映像文化コースの学生が企画した上映会の実施

平成 30（2018）年 2 月には、映画・映像文化コースの 3 年生が授業「上映企画 WS（Workshop)」の一環として、自分たちが企画した上映会「おやこ映画祭」を川崎市アートセンターで実施。親子関係をテーマにした日本映画 8 本を上映するとともに、ゲストによる講演も併催。多くの地域住民が来場した。

平成 31（2019）年 2 月には近未来をテーマにした映画 9 本を上映する「ディストピア映画祭」、令和 2（2020）年 2 月には音楽映画 9 本を上映する「ライブやろうぜ！映画祭」を、同様に実施した。

令和 3（2021）年度はコロナ禍で実施が危ぶまれたが、状況が落ち着いていた 5 月に「川崎しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり)」の一環として、手紙にまつわる映画 9 本を集めた特集上映会「手紙と映画～スクリーンの前のあなたへ」を同館にて実施することができた。

以上のように、川崎市施策の地元のまちづくり「しんゆり芸術のまちづくり」にも貢献している。

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23（2011）年 4 月の開学以来、大学施設の地域への開放や地域貢献のためのワークショップ等を、川崎市内、麻生区内、白山キャンパスの地域を対象として実施してきているが、今後も継続して、また新型コロナウイルス感染症の収束後の展開を視野に入れながら、広い範囲に向けての公開講座や地域貢献のためのイベント開催を実施する。

［基準 A の自己評価］

大学施設の開放については、白山キャンパスを拠点に、体育館とグラウンドを社会人や青少年を対象としたスポーツへの開放を行うとともに、有事の際には避難所としても開放することを地域に約束して、地域防災訓練などにも大学の施設を開放している。

また、平成 28（2016）年度には「まちづくり協議会」と「包括的連携協定」を締結することで、地域と大学との連携及び関係性の強化を図っている。

さらに、地域の映画祭や芸術祭にも人的、物的協力を行い、川崎市の施策である「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと「しんゆり芸術のまちづくり」にも芸術系の大学として貢献している。

本学の特色ある取組として基準Aを設け、以上のことから、基準Aは基準を満たしているものと評価できる。

基準B. 国際交流

B−1. 国際交流の推進

B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

(1) B−1の自己判定

基準項目B−1を満たしている。

(2) B−1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

平成23（2011）年4月の開学以来、韓国、中国など東アジアを中心に留学生を積極的に受け入れている。また、毎年度、海外からの映画人を本学に招聘して特別講演会や交流イベントを開催してきたが、開催に関する令和3（2021）年度までの沿革は次表の通り。

〈特別講演会・交流イベントに関する沿革〉

平成23(2011)年8月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ「ドキュメンタリー制作プロジェクト」を実施
平成23(2011)年12月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ作品「世界の夜明けから夕暮れまで」の日本プレミア特別上映会を日本映画大学新百合ヶ丘キャンパスで開催
平成24(2012)年10月	インドネシア映画監督リリ・リザ氏と映画プロデューサー ミラ・レスマナ氏を招聘し特別講演会を開催
平成25(2013)年11月	フランスの映画評論家アントワーヌ・ド・ベック氏を招聘し、映画監督 中原 俊(本学教授)との対談形式による特別講演会を開催
平成26(2014)年9月	映画監督エリア・スレイマン氏、ドキュメンタリー監督レジー・ライフ氏を招聘して特別講演会を開催
平成26(2014)年12月	全ロシア国立映画大学の卒業制作の特集上映会を開催し、全ロシア国立映画大学学長ウラジミール・マルショフ氏の講演会を実施
平成28(2016)年5月	映画監督ソト・クォーリーカー氏を招聘して特別講演会を開催。
平成28(2016)年10月	映画監督ブリランテ・メンドーサ氏を招聘して特別講演会を開催。
平成28(2016)年12月	北京電影学院との第1回電影交流節を開催。映画監督デグナー氏を招聘。
平成29(2017)年3月	北京電影学院との第2回電影交流節を開催。脚本家メイ・フォン氏を招聘
平成29(2017)年6月	映画監督レジー・ライフ氏を招聘して特別講演会を開催
平成30(2018)年3月	日中平和友好条約締結40周年記念事業の一環として、北京電影学院との第1回日中青年映画交流フォーラムを開催。脚本家 黄丹氏ほかを招聘
平成31(2019)年3月	北京電影学院との第2回日中青年映画交流フォーラムを開催。脚本家・孟中氏ほかを招聘
令和2(2020)年11月	映画監督エドモンド・ヨウ氏を招聘して特別講演会を開催。

令和 2 (2020)年 11 月	映画監督リム・カーワイ氏を招聘して特別講演会を開催。

さらに、世界の映画教育機関との提携については、特にアジア地域の交流に力を注ぎ、平成 29（2017）年度まで、次表のような学術交流協定締結並びに学生間の国際的な交流を実施してきた。

〈海外の大学との学術交流協定締結・海外の学生との交流に関する沿革〉

平成 24(2012)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結。
平成 25(2013)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 1 回共同映画制作を日本で実施
平成 25(2013)年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結
平成 26(2014)年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結
平成 26(2014)年 11 月	韓国国立芸術綜合大学と学生による第 2 回共同映画制作を韓国で実施
平成 27(2015)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 1 回「･･･and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム」を実施
平成 27(2015)年 4 月	ジャカルタ芸術大学との学術交流協定を締結
平成 27(2015)年 8 月	韓国国立芸術綜合大学と学生による第 3 回共同映画制作を日本で実施
平成 28(2016)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 2 回「･･･and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム」を実施
平成 28(2016)年 11 月	韓国国立芸術綜合大学と学生による第 4 回共同映画制作を韓国で実施。
平成 29(2017)年 2 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 3 回「･･･and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム」をフィリピンで実施
平成 29(2017)年 8 月	韓国国立芸術綜合大学と学生による第 5 回共同映画制作を日本で実施
平成 29(2017)年 10 月	台北メディアスクールとの学術交流協定を締結
	全ロシア国立映画大学との学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 4 回「･･･and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム」を日本で実施
平成 31(2019)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 5 回「･･･and Action Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム」をインドネシアで実施

平成 29（2017）年度は、第 5 回日韓学生共同制作として、韓国国立芸術綜合大学の学生が来日し、本学の学生たちとともに「少年の居場所」を完成させた。このように、日韓の相互交流はますます活発化している。

また、平成 30（2018）年 3 月に、「国際交流基金アジアセンター」との共催で、第 4 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」を日本で実施した。本プログラムは過去 3 回のうち、日本で開催した 2 回については本学が受入機関として実施してきたが、通算 4 回目となった今回も受入機関となって実施した。タイ（スアンスナンダラーチャパット大学）、ラオス（国立美術大学）、ベトナム（映画人材開発センター）、マレーシア（マレーシアサラワク大学）、日本（神戸芸術工科大学、東北芸術工科大学、武蔵野美術大学、早稲田大学）の学生とともに、本学の学生 2 人も参加し、多国籍のチームで短編映画を制作した。

平成 31（2019）年 3 月の第 5 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」は、本学と学術交流協定を締結しているパートナー校であるジャカルタ芸術大学（インドネシア）で開催。フィリピン大学、ベトナム映画人材開発センター（TPD）、ヤンゴン国立芸術大学（ミャンマー）、東北芸術工科大学、武蔵野美術大学の学生とともに、本学の学生 1 名も参加し、多国籍のチームで短編映画を制作した。

令和 2～3（2020～2021）年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のため、日韓学生共同制作、日中青年映画交流フォーラム（脚本ワークショップ）をはじめとする国際交流事業は中止となった。今後は感染の収束後を視野に入れながら各事業の再開を図ることとしたい。

（3）B―1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は新型コロナウイルス感染症の収束後を視野に入れながら各事業の再開を図ることとしたい。

また、異文化理解と国際交流に関する改善・向上方策としては、平成 24（2012）年度以降、韓国を始め、台湾、中国、インドネシアとの学術交流を推進してきたところであり、この交流の機会を活用することで、教員並びに学生間の交流を図り、両校の関係性を強化して、作品交流、共同研究、講師派遣、交換留学などへの発展を図る。さらに、東アジアに加えて東南アジア地域の映画大学間ネットワークを推進・強化していく。

［基準 B の自己評価］

海外からの留学生を積極的に受入れ、学内で日本人学生との交流会を定期的に開催している。また、海外の大学との学術交流協定も締結し、教員と学生の交流は勿論のこと、学生作品の交換上映も行っている。

さらに、来日した教員や創作者の特別後援会や交流会も積極的に実施している。

本学の特色ある取組として基準 B を設け、以上のことから、基準 B は基準を満たしているものと評価できる。